

令和5年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のための  
ガイドライン」の運用に関する実態調査  
成果報告書

令和6（2024）年3月

一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会



# 目次

1. 事業の目的 .....	- 1 -
1.1.事業の目的.....	- 1 -
1.2.これまでの調査や支援 .....	- 1 -
2. 本年度事業の概要.....	- 3 -
3. アンケート調査 .....	- 4 -
3.1.認定団体と認定事業者数.....	- 4 -
3.2.認定業務の実施状況 .....	- 4 -
3.2.1.認定団体と認定事業者数 .....	- 6 -
3.2.2.認定団体の運営体制.....	- 9 -
3.2.3.認定審査員 .....	- 10 -
3.2.4.認定団体の認定規模と系統区分.....	- 11 -
3.3.情報公開の状況 .....	- 13 -
3.3.1.自主行動規範の公開.....	- 13 -
3.3.2.認定要領の公開 .....	- 14 -
3.3.3.認定事業者の公開 .....	- 15 -
3.3.4.取扱実績報告の受領状況.....	- 16 -
3.3.5.取扱実績報告の取りまとめの公開.....	- 17 -
3.4.認定事業者の支援や審査.....	- 18 -
3.4.1.認定事業者へのフォローアップ状況 .....	- 18 -
3.4.2.立入検査の実施状況.....	- 21 -
3.4.3.認定取消の状況 .....	- 22 -
3.4.4.「新規認定」における現地審査.....	- 23 -
3.4.5.「認定更新」における現地審査.....	- 24 -
3.5.認定費用の徴収 .....	- 25 -
4. ガイドラインの適切な運用に向けた説明会の実施 .....	- 28 -
4.1.ガイドラインの周知と適切な運用推進.....	- 28 -
4.2.認定団体向け講習会の開催 .....	- 28 -
4.3.認定団体への支援.....	- 29 -
5. ガイドラインの運用に関する事例調査.....	- 30 -
6. その他.....	- 33 -
6.1.運用マニュアルの修正 .....	- 33 -
6.2.相談窓口の対応 .....	- 34 -
7. 2023年度の実態調査から（今後の課題） .....	- 35 -

謝辞.....	- 36 -
参考資料 .....	- 37 -
(1) 講習会の説明資料.....	- 37 -
(2) 成果報告会の報告資料 .....	- 67 -
(3) 『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用 について』 .....	- 81 -

# 1. 事業の目的

## 1.1.事業の目的

2012（平成 24）年より始まった「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」（以下、「FIT 制度」）における木質バイオマス発電に対しては、林野庁が同年に策定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）が適用される。

ガイドラインでは、使用する燃料材によって、ガイドラインに沿った証明書を付すことが求められており、証明書は、業界団体等が認定団体となって事業者を認定し、認定された事業者が発行することとしている。

このため、ガイドラインの運用状況の実態把握により、適切な運用の推進することを目的として、認定団体の状況の把握を行った上で、① ガイドライン周知のための説明会（認定団体向け講習会と認定団体による指導の支援）、② ガイドラインの運用に関する事例調査を実施した。

## 1.2.これまでの調査や支援

<2015～2017 年度> 木質バイオマス利用支援体制構築事業

- 2015（平成 27）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業として、①認定団体および認定事業者の量的把握、②3 県を対象とする現地調査を実施した。
- 2016（平成 28）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化等）として、①認定団体に対するガイドラインの運用状況に関する調査、②10 県を対象とする現地調査を実施した。これらの調査を踏まえ、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン運用マニュアル」を作成した。さらに、作成したマニュアルを基に講習会を 2 回開催した。
- 2017（平成 29）年度：木質バイオマス利用支援体制構築事業（燃料の安定供給体制の強化）として、①認定団体および認定事業者の量的把握の更新作業、②全国 11 箇所でマニュアルの講習会を開催、③8 県を対象とする現地調査を実施した。

なお、2017（平成 29）年 7 月 4 日には、総務省から「森林の管理・活用に関する行政評価・監視」の結果報告書が公表された。同報告書ではガイドラインの運用状況が調査対象となり、適切に運営されていないことが指摘されている。総務省からはガイドラインの適切な運用と周知徹底を図るよう勧告され、この点に対応するよう調査を設計した。

<2018～2022 年度>

- 2018（平成 30）年度以降は、①各年度時点の認定団体の確認、②確認した認定団体を対象とする活動状況に関する調査の実施、③認定事業者の規模的把握と認定事業者

一覧化とその更新、④伐採段階から発電所までの木質バイオマスのサプライチェーンにおける証明の連鎖ならびに認定団体の活動状況の確認等を目的とした現地調査、⑤ガイドライン周知のための講習会を継続的に実施した。

## 2. 本年度事業の概要

本事業は次の2本の柱で構成されている。一つは、ガイドラインに関する説明会の開催、もう一つは、ガイドラインの適切な運用に関する事例調査である。

これらの実施に当たっては、次の点についてガイドラインの運用実態の把握を行った。

- ① 2023年度時点の認定団体の確認
- ② 確認した認定団体を対象とする活動状況に関する調査
- ③ 認定した事業者数や業態、規模等の把握

その結果、

- ① 認定団体は138団体が活動していることを確認した。
- ② 認定団体へのアンケートを行い、136団体からの回答が得られた。
- ③ アンケート調査の回答から、6,385事業体が認定を受けており、FIT制度を活用した燃料材を供給、もしくは供給可能な状態である。

ガイドラインに関する説明会については、これまでの認定団体からの依頼に基づく認定事業者を対象とする講習から、認定団体による講習を支援するとともに、認定団体が自ら認定事業者に講習を行うことを目指して、認定団体向けの講習会を9月に開催した。

また、これにあわせて、認定団体が認定事業者に対して実施する講習会用の説明資料をホームページに公開して提供した。

さらに、認定団体による説明会の状況を確認するとともにガイドラインに関する情報提供や講習会での質疑応答のサポートを目的として、各地域で認定団体が実施する講習会に同席（宮城県、兵庫県、広島県、鹿児島県）した。加えて、講習会後に講習会を主催する認定団体と意見交換した。

その他にも、関連する事業において「相談窓口」を設置して、ガイドラインの運用に関する問い合わせや相談に対応した。

事例調査については、素材生産から発電所までのサプライチェーンにおける証明の連鎖や各段階での分別管理の状況ならびに、認定団体の活動状況の確認等を目的とした現地調査を行った。具体的には、林野庁、資源エネルギー庁の調査に同行し、全国5箇所（福島県、山梨県、愛知県、愛媛県、熊本県）を対象として、ガイドラインの適切な運用状況や運用における工夫などを把握した。

## 3. アンケート調査

### 3.1. 認定団体と認定事業者数

ガイドラインに係る認定団体・認定事業者については、2015年度「木質バイオマス利用支援体制構築事業」にて規模的把握を開始し、これまで継続的に実施している。2017年度まではインターネット調査により新たな認定団体を把握していた。2018年度以降は既知の認定団体にメールによる依頼を基本として、電話等による補足をして認定活動についての情報を収集した。

これにより、2022年度には142認定団体・5,982認定事業体を確認した。さらに、本年度は138認定団体（業務の休止や活動実態がないものを確認）、認定事業者は6,385事業体となった。認定事業者数については、多くの認定団体から回答を得たため、昨年度よりも多くの認定事業者を確認することが出来た。

### 3.2. 認定業務の実施状況

本年度についても、活動を把握できた138の認定団体に対し、アンケート調査への協力を依頼して本年度の回答があったのは136団体、回収率は98.6%だった（表1）。

アンケートは、認定団体へのE-mailによりExcel形式の質問への回答方式により実施した。主なアンケートの概要は表2のとおり。

**表 1 これまでの調査と回答の状況**

実施年度	調査票発送数	調査票回収数	
2015年度	133	114	85.7%
2016年度	134	124	92.5%
2017年度	138	126	91.3%
2018年度	142	115	81.0%
2019年度	142	131	92.3%
2020年度	142	117	82.4%
2021年度	142	120	84.5%
2022年度	142	128	90.1%
2023年度	138	136	98.6%

**表 2 今回の調査の概要**

調査対象	ガイドライン認定団体
調査方法	Excel形式の質問票への回答
調査期間	2023年7月28日（金）～8月31日（木）
設問	大問1：回答者の情報 大問2：認定した事業者の情報 大問3：ガイドラインの運用（情報公開）の状況 大問4：認定事業者の支援や審査 大問5：認定費用の徴収
回収状況	136団体／138団体に依頼（回収率 98.6%）

### 3.2.1. 認定団体と認定事業者数

認定団体と認定事業者の規模動向を整理した。

まず、認定団体数を①中央森林・林業関係団体、②全国森林組合連合会系統、③全国木材組合連合会系統、④全国素材生産業協同組合連合会系統、⑤その他地方木材団体、⑥その他に区別し示した（表 3）。

さらに、これまで実施した各年の調査から把握できた認定団体数について整理した（表 4）。

認定団体は 2015 年から 2018 年にかけては増加し、2018 年以降は 142 で横ばいが続いていたが、2023 年度は 138 と 4 団体減となった。これは、2023 年度の調査により活動実態がない認定団体が判明したためである（表 1）。

本年度は例年よりも多くの認定団体から回答があり、認定事業者の延べの総数は、前年度 5,982 事業体から本年度は 6,385 事業体と大幅に増加した。

認定団体を系統別で見ると、多く認定しているのは「全国木材組合連合会系統」で、49 の認定団体が 3,193 社を認定していた。次いで「全国森林組合連合会系統」が 42 の認定団体が 1,396 社を認定していた（表 4、表 5）。

表 3 認定団体の属性（2023 年度）

		(団体数)
1	中央森林・林業関係団体	15
2	全国森林組合連合会系統	42
3	全国木材組合連合会系統	49
4	全国素材生産業協同組合連合会系統	13
5	その他地方木材団体	6
6	その他	13
合計		138

表 4 認定団体数

(団体数)

No	属性	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1	中央森林・ 林業関係団体	16 (0)	16 (0)	16 (0)	16 (0)	15 <b>(-1)</b>	15 (0)
2	全国森林組合 連合会系統	42 (1)	42 (0)	42 (0)	42 (0)	42 (0)	42 (0)
3	全国木材組合 連合会系統	49 (2)	49 (0)	49 (0)	49 (0)	49 (0)	49 (0)
4	全国素材生産業 協同組合連合会系統	13 (1)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	13 (0)	13 (0)
5	その他 地方木材団体	5 (0)	5 (0)	5 (0)	5 (0)	7 (2)	6 <b>(-1)</b>
6	その他	17 (4)	17 (0)	17 (0)	17 (0)	16 <b>(-1)</b>	13 <b>(-3)</b>
合計		142 (8)	142 (0)	142 (0)	142 (0)	142 (0)	138 <b>(-4)</b>

※ ( ) 内は前年からの増減数を示す

表 5 認定事業者の増減

(団体数)

No	属性	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
1	中央森林・ 林業関係団体	298 <b>(-2)</b>	291 <b>(-7)</b>	271 <b>(-20)</b>	307 (36)	219 <b>(-88)</b>	297 (78)
2	全国森林組合 連合会系統	609 <b>(-400)</b>	1,251 (642)	1,324 (73)	1,358 (34)	1,366 (8)	1,396 (30)
3	全国木材組合 連合会系統	2,693 (309)	2,658 <b>(-35)</b>	2,429 <b>(-229)</b>	2,858 (429)	3,015 (157)	3,193 (178)
4	全国素材生産業 協同組合連合会系統	778 (9)	794 (16)	840 (46)	860 (20)	923 (63)	980 (57)
5	その他 地方木材団体	111 <b>(-259)</b>	119 (8)	52 <b>(-67)</b>	154 (102)	153 <b>(-1)</b>	153 (0)
6	その他	326 (188)	376 (50)	315 <b>(-61)</b>	313 <b>(-2)</b>	306 <b>(-7)</b>	366 (60)
合計		4,815 <b>(-155)</b>	5,489 (674)	5,231 <b>(-258)</b>	5,850 (619)	5,982 (132)	6,385 (403)

※ ( ) 内は前年からの増減数を示す

(注) 年度ごとにアンケートの回答数が異なるため、必ずしも事業者数の増減を表していない。

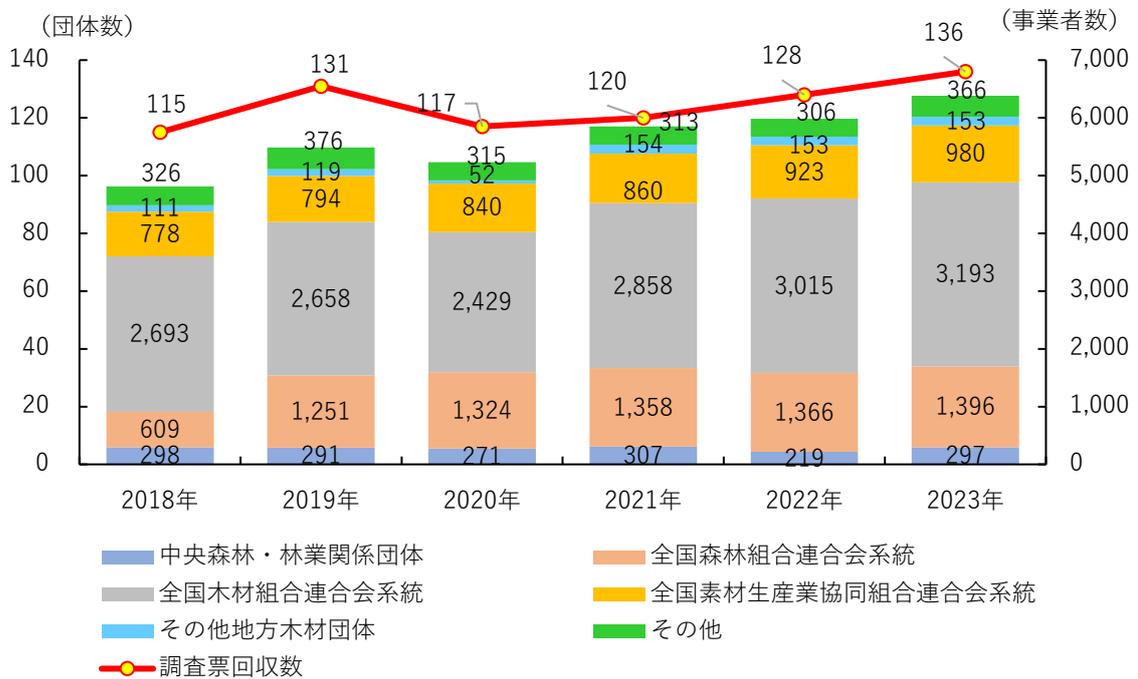


図1 各認定団体系統による事業者認定数の推移

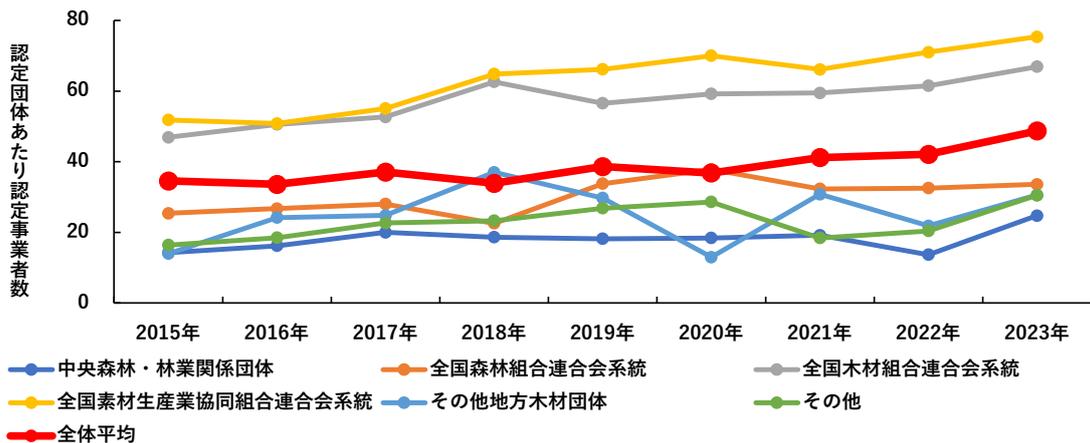


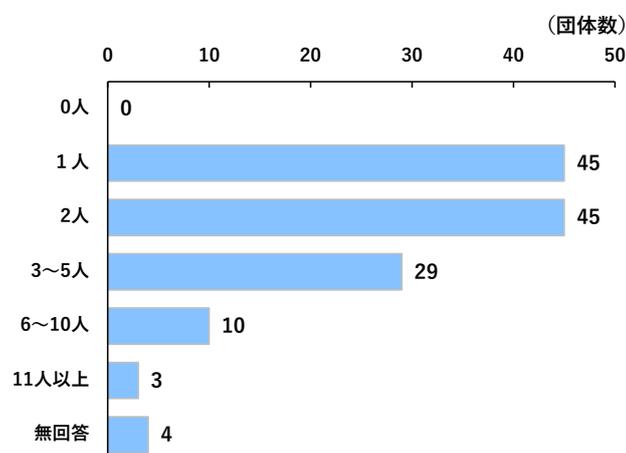
図2 認定団体あたり平均認定事業者数の推移

### 3.2.2. 認定団体の運営体制

認定団体の体制として、ガイドラインの運用に係わる人員配置について整理した。認定団体でガイドラインの運営に関与する職員は、半数以上の認定団体が5人以下で対応し、とくに「1人」または「2人」の限られた人数で対応している認定団体が多いことが明らかになった（図3）。

これまでの現地調査におけるヒアリングから、多くの担当者はガイドライン以外の事業との兼務であり、当該団体の専務理事などの役員に事務職員が加わる、という体制であることが分かっている。

系統別の運営体制は、他の系統と比較すると「全国森林組合連合会系統」の平均人数はやや多いが、大きな違いはみられない（表6）。



(n=136 単数回答)

図3 認定団体の運営体制

表6 認定団体の系統別運営体制（2023年度）

単位：人

	有効 回答数	合計	平均
1 中央森林・林業関係団体	14	22	1.6
2 全国森林組合連合会系統	41	122	3.0
3 全国木材組合連合会系統	47	89	1.9
4 全国素材生産業協同組合連合会系統	13	33	2.5
5 その他地方木材団体	5	15	3.0
6 その他	12	62	5.2
計	132	343	2.6

### 3.2.3.認定審査員

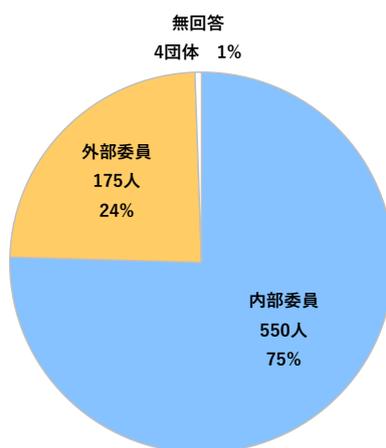
認定団体が事業者を認定する際に開催する審査委員会における委員の属性について整理した。認定団体が開催する審査委員は総勢 725 人で、1 団体あたりの平均審査委員は 5.5 人。

系統別では、いずれの系統も審査委員数や内部委員・外部委員の比率に大きな違いはみられない（表 7）

表 7 系統別審査委員の内訳

単位：人

	有効 回答数	審査委員		うち内部委員		うち外部委員	
		合計	平均	合計	平均	合計	平均
1 中央森林・林業関係団体	13	71	5.5	54	4.2	17	1.3
2 全国森林組合連合会系統	41	199	4.9	131	3.2	68	1.7
3 全国木材組合連合会系統	47	264	5.6	197	4.2	67	1.4
4 全国素材生産業協同組合連合会系統	13	69	5.3	58	4.5	11	0.8
5 その他地方木材団体	6	35	5.8	30	5.0	5	0.8
6 その他	12	87	7.3	80	6.7	7	0.6
総計	132	725	5.5	550	4.2	175	1.3



(n=136 単数回答)

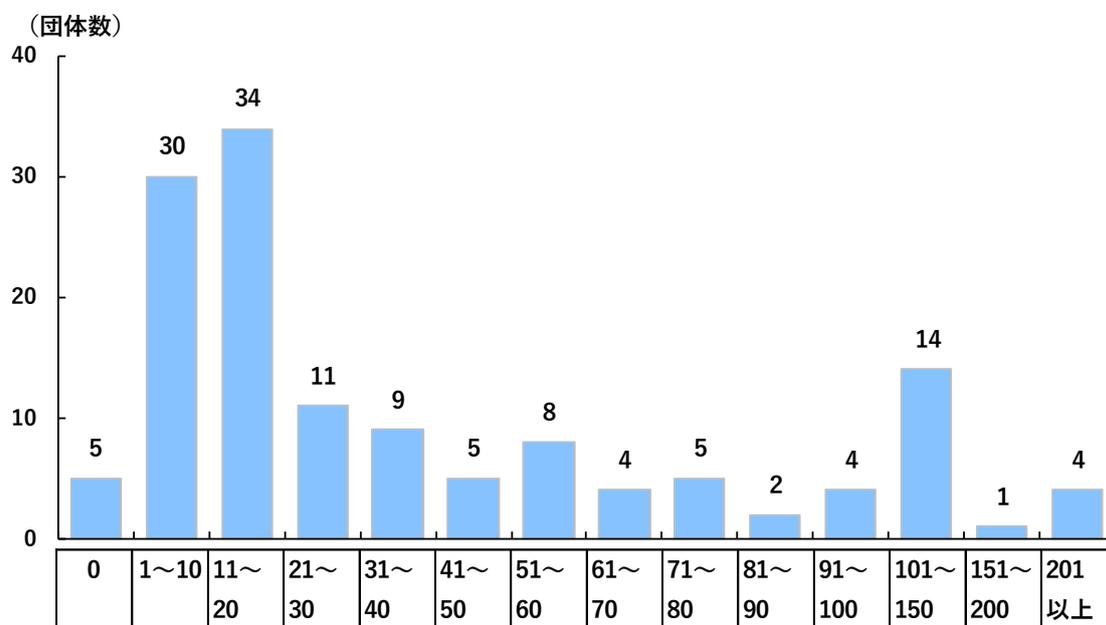
図 4 審査委員会の審査員の構成

### 3.2.4. 認定団体の認定規模と系統区分

認定団体による認定事業者数について動向を把握した。1 団体が認定する事業者数の最大は 434 社、認定事業者数が 0 社の 5 団体を含めた 1 団体あたりの認定事業者数の平均値は 46.8 社であった。一方、5 団体は認定事業者数が「0 社」であった（図 5）。

系統別での 1 認定団体あたりの認定数が最も多いのは「全国素材生産業協同組合連合会系統」（75.4 社／団体）で、次いで「全国木材組合連合会系統」（67.9 社／団体）、「全国森林組合連合会系統」（33.2 社／団体）である（表 8）。

認定事業者を業態で確認すると、「素材生産業者」が約半数を占め、「製材業者」（12%）、「チップ製造業者」（11%）、「森林組合組織」（10%）が続く（図 6）。



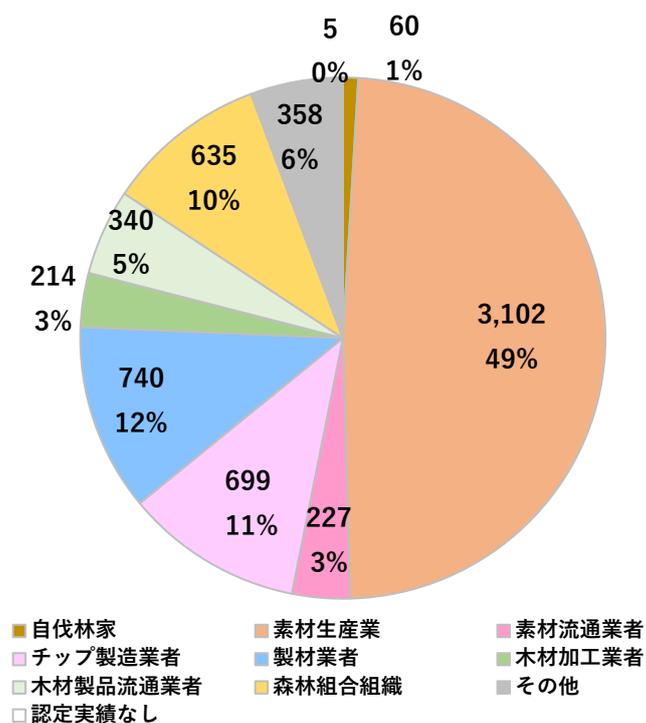
(n=136 単数回答)

図 5 団体による認定事業者数規模別分布

表 8 系統別認定団体による事業者認定数

(団体数)

	有効 回答数	合計	平均
1 中央森林・林業関係団体	12	297	24.8
2 全国森林組合連合会系統	42	1,396	33.2
3 全国木材組合連合会系統	47	3,193	67.9
4 全国素材生産業協同組合連合会系統	13	980	75.4
5 その他地方木材団体	5	153	30.6
6 その他	12	366	30.5
総計	131	6,385	48.7



(数値は事業者数 n=136)

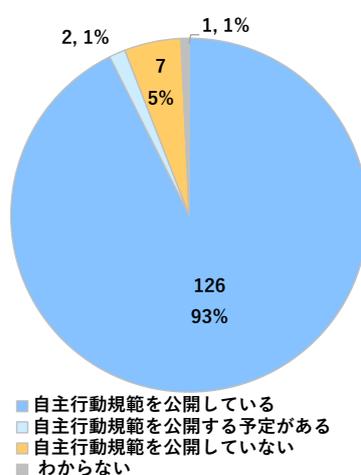
図 6 認定事業者の業態

### 3.3.情報公開の状況

#### 3.3.1.自主行動規範の公開

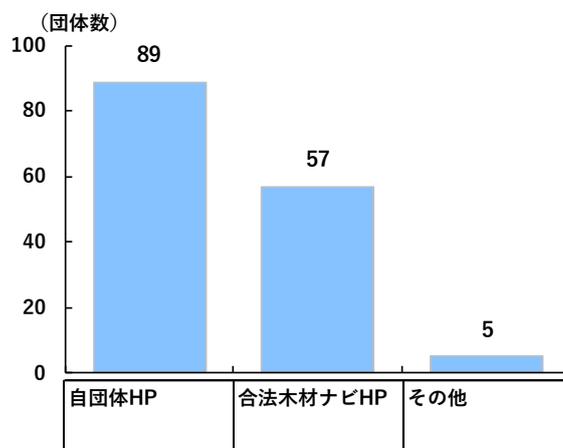
「自主行動規範」の公開状況について確認した。ほぼ全ての認定団体が「自主行動規範」を公開し、公開先の大半は「自団体HP」と「合法木材ナビHP」であった（図7、図8）。

公開していない理由として、「ホームページ未整備」や「認定審査時に説明していた」などが挙げられた。



(数値は団体数 n=136 単数回答)

図7 自主行動規範の公開状況



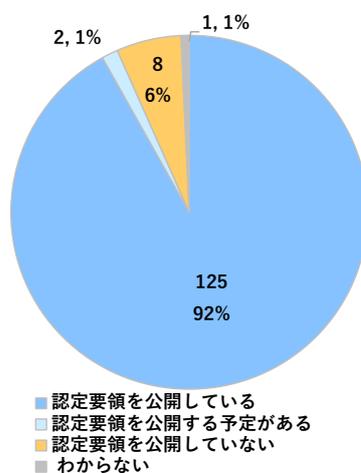
(n=126 複数回答)

図8 自主行動規範の公開方法

### 3.3.2. 認定要領の公開

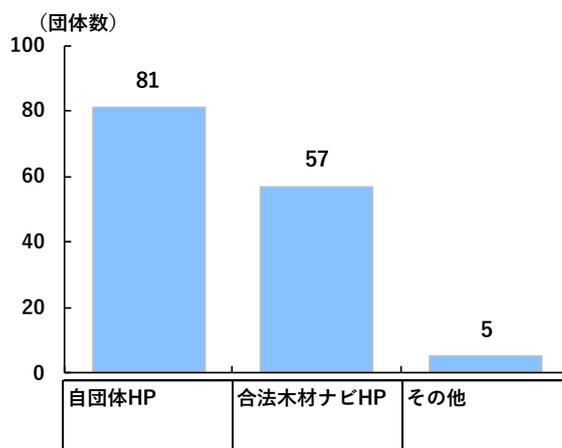
「認定要領」の公開状況について確認した。前述、「自主行動規範」の公開状況同様、ほぼ全ての認定団体が「認定要領」を公開し、公開先の大半は「自団体 HP」と「合法木材ナビ HP」であった（図 9、図 10）

公開していない理由として、「認定審査時に説明していた」や「指導の一環として系統の団体のみを認定している」などが挙げられた。



(数値は団体数 n=136 単数回答)

図 9 認定要領の公開状況



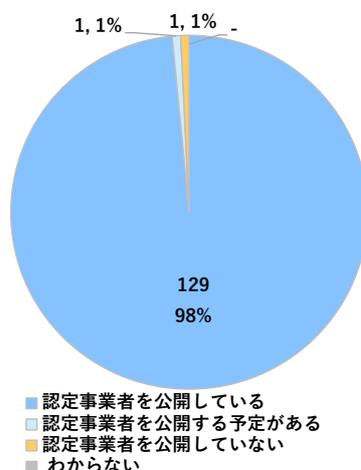
(n=125 複数回答)

図 10 認定要領の公開方法

### 3.3.3.認定事業者の公開

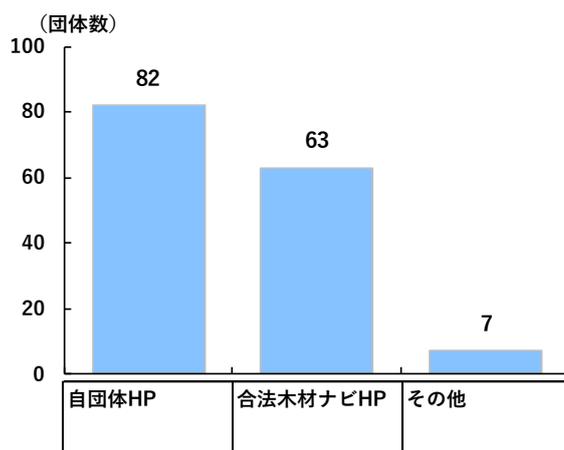
「認定事業者」の公開状況について確認した。前述、「自主行動規範」「認定要領」の公開状況同様、ほぼ全ての認定団体が「認定事業者」を公開し、公開先の大半は「自団体HP」と「合法木材ナビHP」であった（図 11、図 12）。

公開していない理由は、「自社 HP で公開していたが、上部組織で作成することになった」という回答であった。



(数値は団体数 n=131 単数回答)

図 11 認定事業者の公開状況

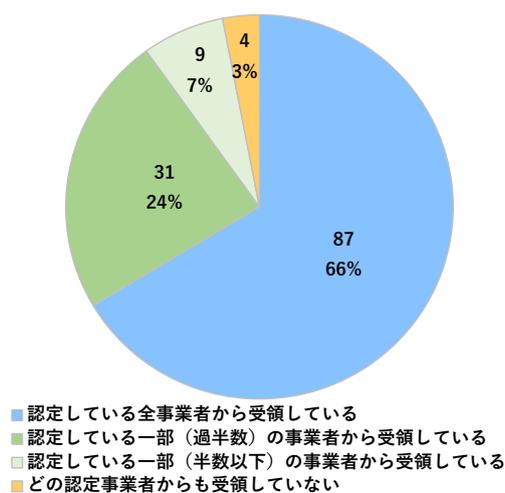


(n=129 複数回答)

図 12 認定事業者の公開方法

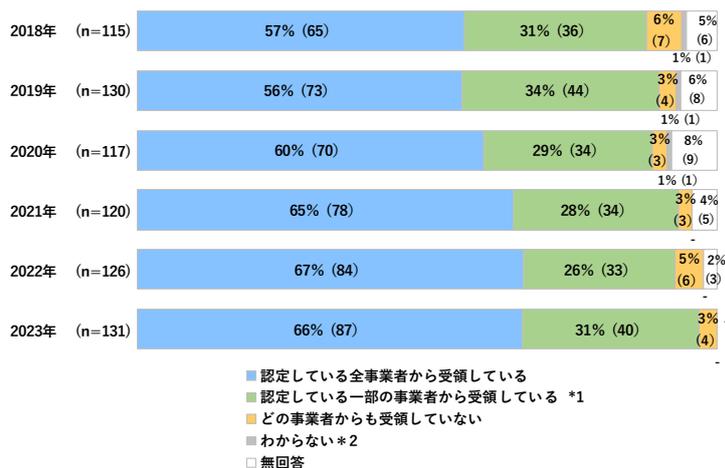
### 3.3.4 取扱実績報告の受領状況

認定事業者からの取扱実績報告受領状況について確認した。これまで認定実績がない 5 団体を除く 131 団体のうち、「全事業者」から取扱実績報告を受領しているのは 87 団体（66%）で、「過半数の事業者」からの受領は 31 団体（24%）、「半数以下の事業者」からの受領は 9 団体（7%）であった（図 13）。経年ではとくに大きな変化はみられない（図 14）。



（数値は団体数 n=131 単数回答）

図 13 取扱実績報告の受領状況



\*1 「認定している一部の事業者から受領している」：2023年度は「過半数」、「半数以下」の合算値

\*2 「わからない」：2023年度は項目の設定なし

（数値は団体数 単数回答）

図 14 取扱実績報告書の受領状況の変化

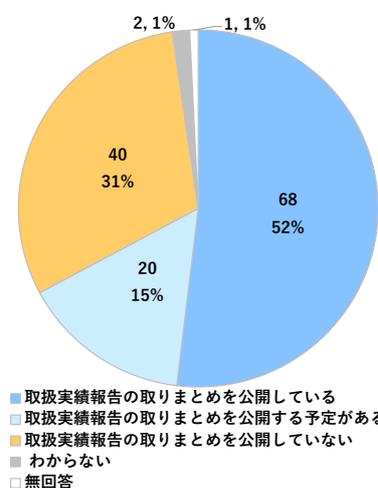
### 3.3.5.取扱実績報告の取りまとめの公開

認定事業者から提出された取扱実績報告の取りまとめの公開状況について確認した。調査実施時点では、約半数の認定団体（68 団体/52%）が公開していた（図 15）。

公開していない主な理由は「上部組織に提出しているから（上部組織が公開）」で、「認定事業者から実績報告の提出がない」などがあった。

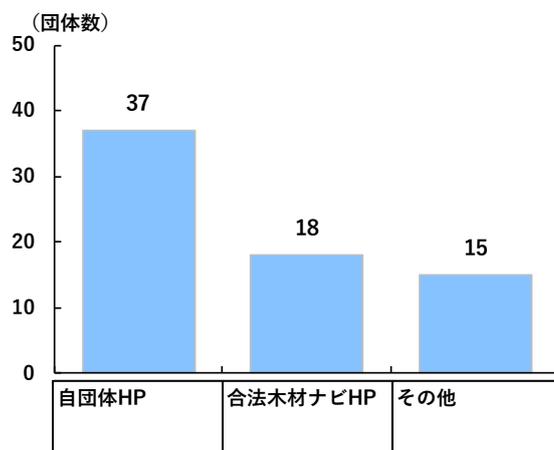
取扱実績報告の取りまとめを公開している認定団体の公表先の多くは「自団体 HP」であった（図 16）。

※ 取扱実績の公表状況について本アンケート後に林野庁が確認したところ、約 8 割が公表済みとなっている。



（数値は団体数 n=131 単数回答）

図 15 木質バイオマス取扱実績の公開状況



（n=68 複数回答）

図 16 木質バイオマス取扱実績公開先

### 3.4.認定事業者の支援や審査

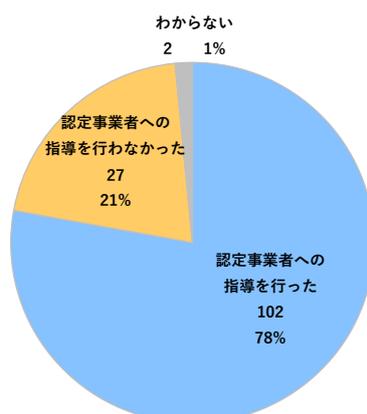
#### 3.4.1.認定事業者へのフォローアップ状況

認定団体による認定事業者へのフォローアップ状況について確認した。全体の78%にあたる102団体が認定事業者へのフォローアップ活動を実施していた（図17）。

経年でみると、前回2022年度を下回ったものの、2021年度とほぼ同水準となった（図18）。

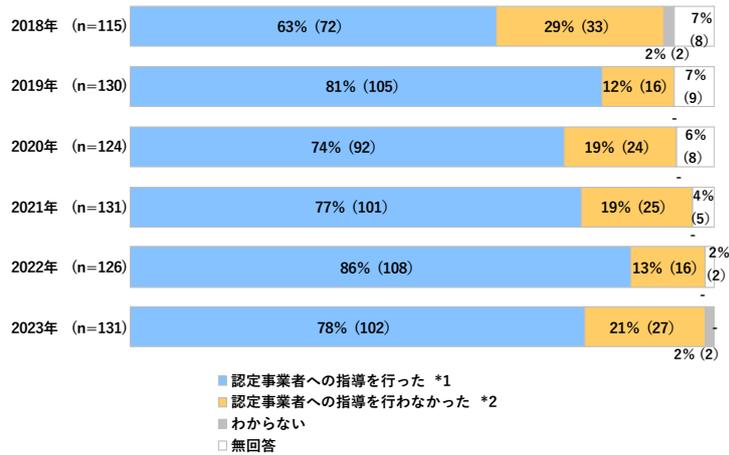
認定団体が認定事業者に実施したフォローアップ活動の具体的な内容は「相談や不明点の照会に対応」が最も多く、「関係情報の提供や注意喚起」と「研修の実施」が続く（図19）。

フォローアップ活動が実施できていないと回答した27団体にその理由を確認したところ、多くの団体が「今後実施することを検討中」であることが明らかになった（図21）。



（数値は団体数 n=131 単数回答）

図17 認定事業者に対するフォローアップ実施状況

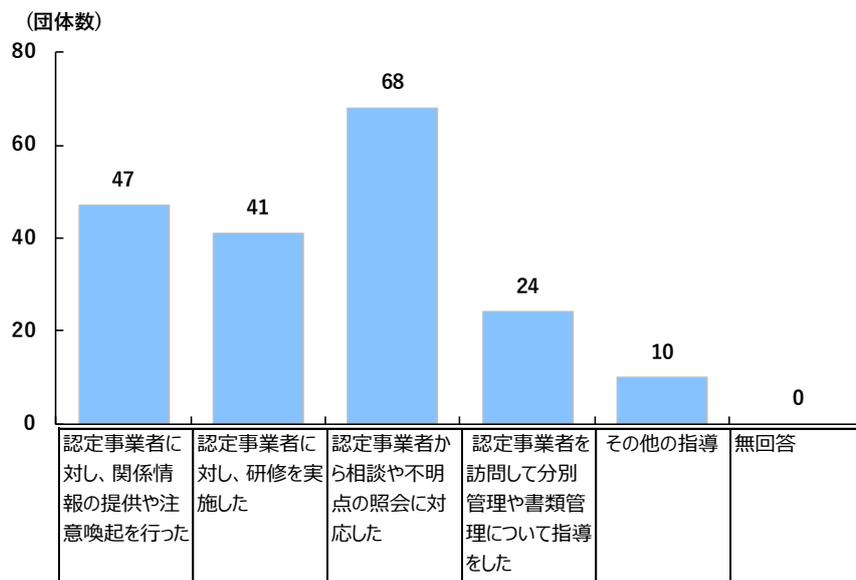


\*1 「認定事業者への指導を行った」：2022年度までは「フォローアップを行っている」

\*2 「認定事業者への指導を行わなかった」：2022年度までは「フォローアップ活動を行っていない」

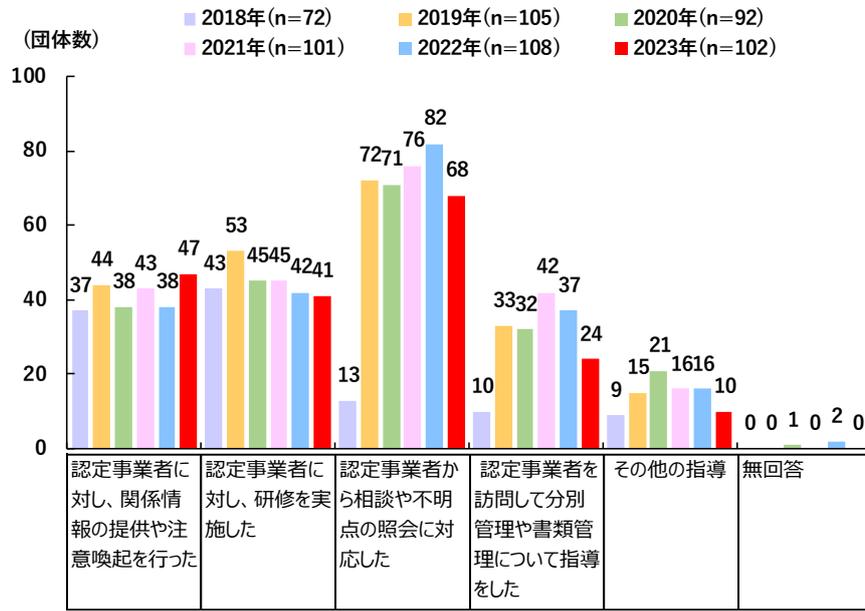
(数値は団体数 単数回答)

図 18 フォローアップ活動の実施状況の変化



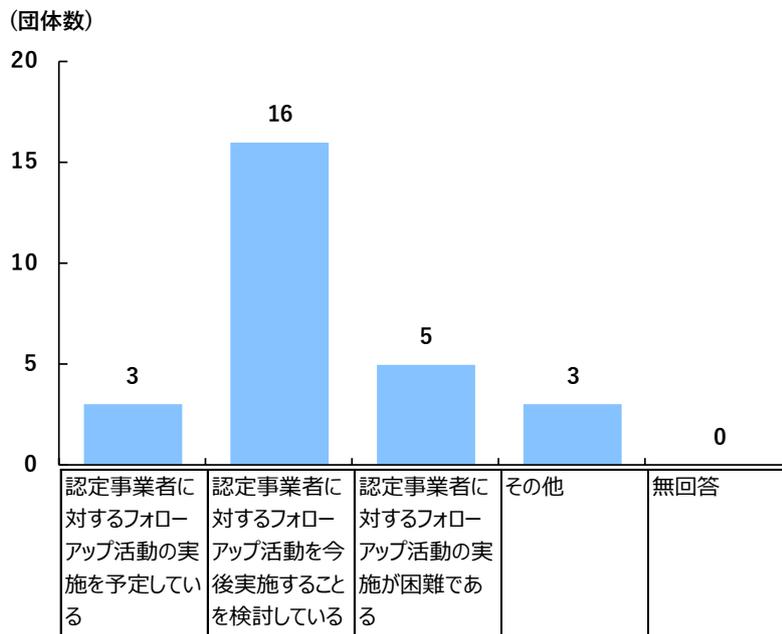
(n=102 複数回答)

図 19 フォローアップ実施内容



(複数回答)

図 20 フォローアップ活動の内容の変化



(n=27 複数回答)

図 21 フォローアップを実施していない理由

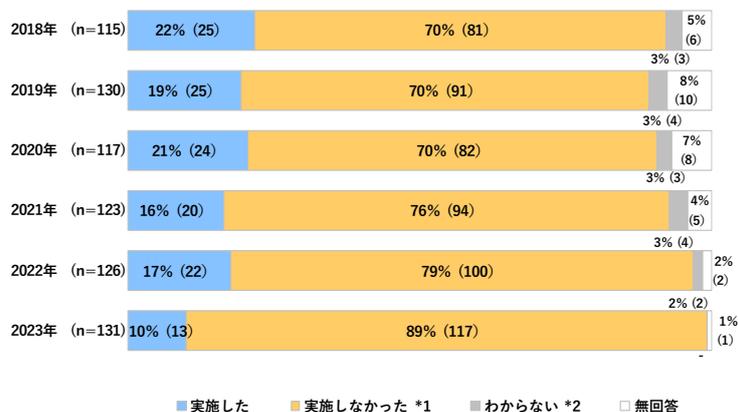
### 3.4.2.立入検査の実施状況

認定団体が認定事業者に対して行う立入検査の実施体制と状況について把握した。立入検査を実施した認定団体は全体の1割にとどまり、多くの認定団体は「疑義が生じた事例がなかった」ことで立入検査は実施しなかった（図22）。立入検査を実施している認定団体は、やや減少の傾向がみられる（図23）。



（数値は団体数 n=131 単数回答）

図22 立入検査の実施



\* 2023年度は「わからない」の回答項目の設定なし

（数値は団体数 単数回答）

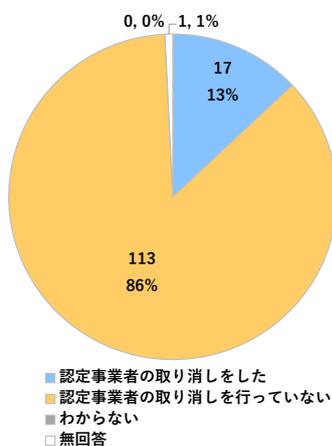
図23 立ち入り検査の実施状況の変化

### 3.4.3.認定取消の状況

認定団体による認定事業者の取り消し実績がある認定団体は17団体で全体の13%となり、これまでの調査において団体数、割合とも最も少なく、低い割合となった（図24、図25）。

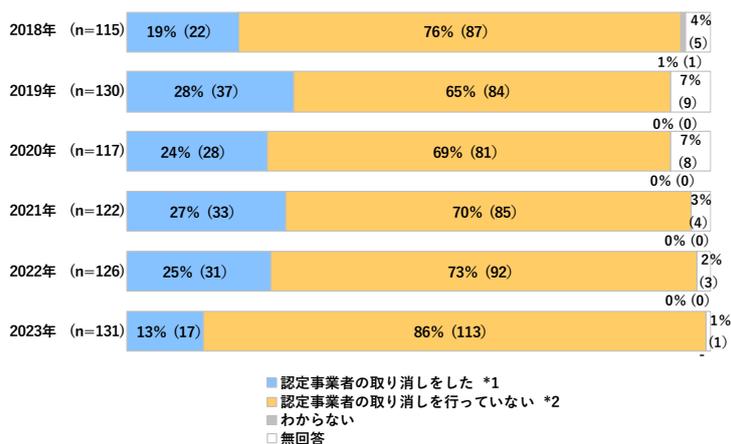
取消を行った理由は「認定の取消申請があった」、「認定要件に不適合となった」で、申請書の記載や運用に虚偽があったケースはみられなかった。

過去の調査結果を確認しても、ほとんどの認定団体は認定取消の処理をした経験がなく、取り消した実績があるとしても、違反によるものは確認されていない。また、これまでの不適合となった事例は「破産・合併等による事業者都合」である。



(数値は団体数 n=131 単数回答)

図24 認定の取消実施状況



\*1 「認定事業者の取り消しをした」は、2022年度まで「これまで取り消したことがある」

\*2 「認定事業者の取り消しを行っていない」は、2022年度まで「これまで取り消しを行ったことがない」

(単位は団体数 単数回答)

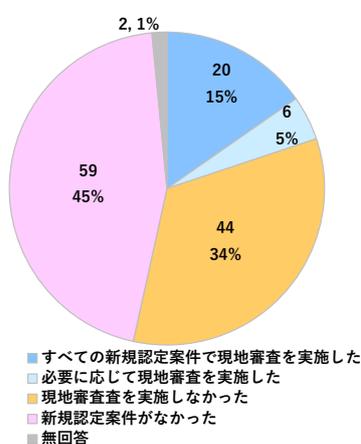
図25 認定取消の状況の変化

### 3.4.4. 「新規認定」における現地審査

2022年度に「新規認定」の現地審査を実施した認定団体は、これまで認定実績がない5団体を除く131団体のうち26団体（20%）である。また、約半数の59団体（45%）は新規案件がなかったと回答した（図26）。

なお、必要に応じて現地審査を実施した6団体の現地審査実施基準は、「取引実績の有無」、「申請内容に応じて」、「申請事業者の業種によって」などであった。

現地審査を実施しなかった44団体の主な理由は、「書類審査/図面・写真で確認できた」や「従来から実情を把握しており問題はなかった」であった。また、現地審査ではなく、認定団体事務所などでの対面やWEBでヒアリングを行い認定しているケースもあった。一方、「人手不足」という意見もあった。



（数値は団体数 n=131 単数回答）

図26 新規認定における現地審査（現場での確認）

### 3.4.5. 「認定更新」における現地審査

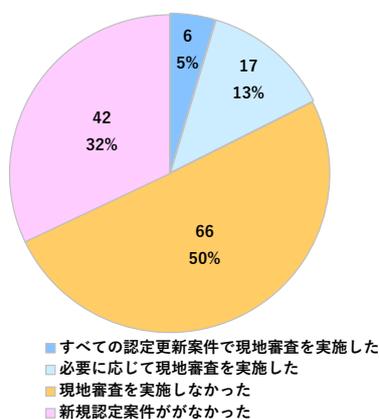
「認定更新」で現地審査を実施（すべての認定更新案件で+必要に応じて）した認定団体は、認定実績のある 131 団体のうち 23 団体（18%）で、半数の 66 団体は更新時の現地審査を実施しなかった（図 27）。

認定更新の現地審査を実施しなかったのは、前述の新規認定同様「書類審査/図面・写真で確認できた」や「人手不足」のほかに「疑義が生じなかった/変更がなかった」などであった。

「必要に応じて現地審査を実施した」と回答した 17 団体の現地審査基準は、「変更届出書の提出があったとき」、「施設の移転」、「面積・保管場所の変更」などであった。

前述「新規認定」と「認定更新」の現地審査は 18%にとどまったが、「抜き打ちで現地審査を実施」「不適切な管理をしているとの情報に接した際に実施」「今後は全数審査を検討中」といった団体もあった。

現地審査には人手も時間もコストもかかる中、図面や写真での確認や、対面や WEB での聞き取り調査など、限られた人数の中で現地に行かずともできることを柔軟に対応されている様子がうかがえた。



（数値は団体数 n=131 単数回答）

図 27 認定の更新における現地審査（現場での確認）

### 3.5.認定費用の徴収

認定団体が認定する際の事業者への認定費用請求状況について確認した。認定費用はこれまで認定実績のある131団体のうち、92団体（70%）が費用負担を求めている（**図28**）。

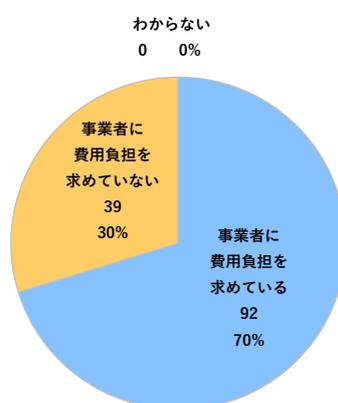
系統別にみると、認定費用を求めている団体は「全国森林組合連合会系統」が大多数を占めている（**表9**）。これには、会費等を納めている会員サービスとして認定を行っているケースがある。

費用負担を求めている場合の金額設定は、1千円から11万円（単位は1認定期間）までと、幅広い金額設定となっている。

費用負担を求めていると回答した39団体にその理由を確認したところ、「事業者に費用負担を求める決まりがない」と「会員・組合員なので」に二分された（**図29**）。なお、費用負担を求めると回答した中には、現地審査に要する交通費や立入検査費用などの実費請求をしている団体が複数みられた。

認定費用の請求状況を経年でみると、請求の有無や費用負担の求め方に大きな変化は見られない（**図30**、**図31**）。

一方で認定や認定継続に伴う労力や責任を考えると採算が合わないとの声もあった。



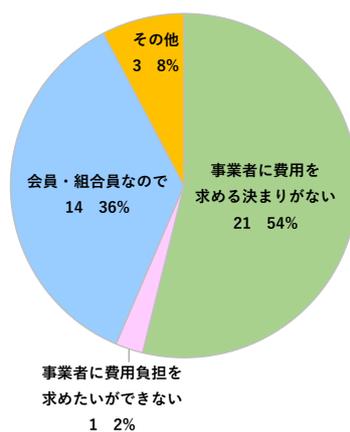
（数値は団体数 n=131 単数回答）

**図28 認定費用負担の状況**

表 9 認定団体系別の認定費用負担の状況

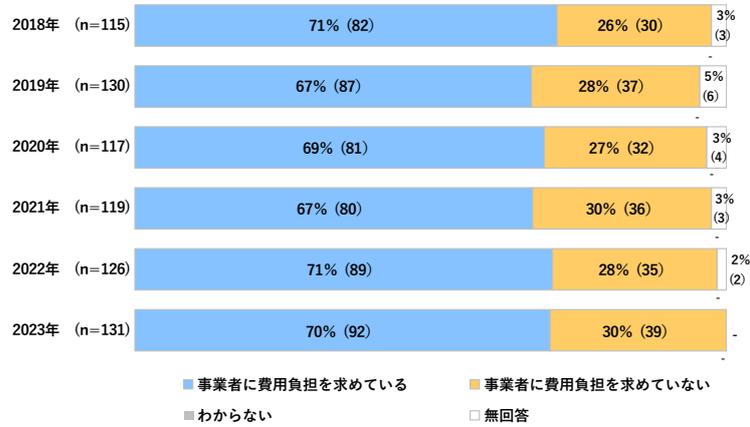
(団体数)

	有効 回答数	事業者に 費用負担を 求めている	事業者に 費用負担を 求めていない	わからない	無回答
1 中央森林・林業関係団体	12	8	4	0	0
2 全国森林組合連合会系統	42	16	26	0	0
3 全国木材組合連合会系統	47	45	2	0	0
4 全国素材生産業協同組合連合会系統	13	10	3	0	0
5 その他地方木材団体	5	3	2	0	0
6 その他	12	10	2	0	0
総計	131	92	39	0	0



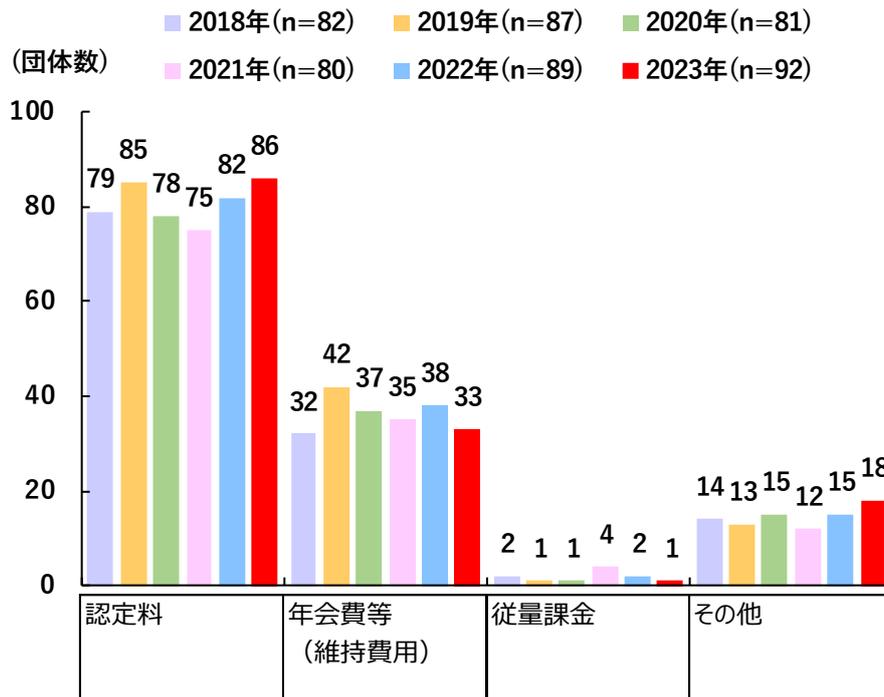
(数値は団体数 n=39 単数回答)

図 29 認定費用を求めている理由



(数値は団体数 単数回答)

図 30 認定費用の請求有無の変化



(複数回答)

図 31 費用負担の求め方の変化

## 4. ガイドラインの適切な運用に向けた説明会の実施

### 4.1. ガイドラインの周知と適切な運用推進

ガイドラインの適切な運用に向けて、内容や留意すべき事項の周知を目的として2016年から認定団体とともに認定事業者向けの講習を実施してきた。

2023年度のアンケート調査では、138の認定団体と6,385の認定事業者が確認されている（ただし、認定事業者は複数の認定団体から認定を受ける場合や部署や施設ごとに認定を受けることもあるため、一部重複して集計している可能性がある。）。認定団体、認定事業者とも数が多いため、従来の方で認定団体ごとに事業者を対象とした講習を実施する方法では効果が限られる。

一方で、認定団体自らが主体となり、それぞれの認定事業者への講習会を開催することにより、認定事業者のガイドラインへの理解を深め、適切な運用を図ることが重要と考えられる。さらに、認定団体の担当者自らが研修会の講師となることにより、認定団体の意識や担当者自らのガイドラインに対する理解をさらに深める効果も期待できる。

ただし、認定団体の体制は様々であり、限られた人員や異動したばかりで経験が少ない等の理由により、主体的な研修を行うことが難しい団体もある。こうした認定団体の状況も考慮して、本年度は、認定団体自らが認定した事業者への講習会開催を積極的に実施することを促すため、認定団体向けの講習会を実施した。加えて、各地域で認定団体が開催する講習会に出席をして、講習会の支援とともに、講習会の開催状況やガイドラインの具体的な運用状況等を把握するとともに該当する認定団体との意見交換を行った。

### 4.2. 認定団体向け講習会の開催

本年度、はじめて開催した認定団体向け講習会の内容は以下のとおり。なお、講習会の次第及び当協会が作成し提供した説明資料（講習内容2及び3）は、本報告巻末の参考資料とともに当協会ホームページ（[https://jwba.or.jp/download\\_20230929/](https://jwba.or.jp/download_20230929/)）に掲載している。

日時	2023年9月29日（金）14:00~16:30
開催場所	秋葉原ビジネスセンター
開催形式	会場参加とWEBとの併用
参加者	会場参加：19名 WEB申込者数：121名（90分以上の連続アクセス数：97名）
講習内容	1.木質バイオマス証明ガイドラインの制度の概要 2.認定団体の責任と役割<参考資料> 3.認定事業者への説明のポイント（適切な証明書と分別管理）<参考資料> 4.認定団体での取り組み事例（岐阜、静岡、熊本）

### 4.3.認定団体への支援

本年度、認定団体による講習会の支援、講習会の開催状況やガイドラインの具体的な運用状況等の把握、当該認定団体との意見交換を行うため、次の地域の認定事業者向けの講習会に同席した。

具体的には、他県での納品書や計量票を活用した証明書などの工夫事例の紹介や質疑への応答、さらに個別相談への対応も行った。その際の事業者からの質問の中には、一定期間まとめて一括の証明ではいけないのか、伐採届出書や森林経営計画の写しだけで証明になるのではないかといったものがあった。これには、一定期間まとめた一括の証明では、受け取った際に証明がない燃料材となること、ガイドラインの3では「それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返す」としていることを説明した。また、伐採届出書の写しだけでは証明書とならないため、ガイドラインの別記1の例1の記載例などのおり、必要事項を記載した証明書が必要であることを説明した。

表 10 参加した講習会

開催年月日	主催
2023年9月27日	兵庫県木材協同組合連合会、兵庫県森林組合連合会 (神戸木材協同組合、姫路木材協同組合、宍粟木材協同組合、丹波木材協同組合、ひょうご森林林業協同組合連合会)
2023年12月4日	宮城県木材協同組合、宮城県森林組合連合会、宮城県森林整備事業協同組合
2023年12月7日	広島県木材組合連合会、広島県森林組合連合会
2023年12月15日	鹿児島県木材協会連合会、鹿児島県森林組合連合会、鹿児島県素材生産協同組合連合会

## 5. ガイドラインの運用に関する事例調査

ガイドラインの運用状況に関する事例調査は、「間伐材等由来の木質バイオマス」若しくは「一般木質バイオマス」を燃料としている木質バイオマス発電所と、当該発電所に燃料材を供給する事業者及び認定団体を、林野庁及び資源エネルギー庁が選定し、実施する調査に同行した。なお、2022年までは、認定団体からの協力要請により協会独自での調査も行っている。

2015年度：3箇所（北海道、広島県、宮崎県）

2016年度：10箇所（青森県、山形県、福島県、茨城県、静岡県、三重県、兵庫県、奈良県、大分県、鹿児島県）

2017年度：8箇所（岩手県、栃木県、新潟県、富山県、福井県、長野県、島根県、徳島県）

2018年度：5箇所（青森県、秋田県、奈良県、佐賀県、熊本県）

2019年度：5箇所（北海道、栃木県、群馬県、愛知県、三重県、高知県、宮崎県）

2020年度：4箇所（神奈川県、長野県、静岡県、兵庫県）

2021年度：4箇所（秋田県、静岡県、和歌山県、鹿児島県）

2022年度：8箇所（宮城県、茨城県、新潟県、静岡県、岐阜県、山口県、福岡県、鹿児島県）

2023年度：5箇所（福島県、山梨県、愛知県、愛媛県、熊本県）

事例調査はこれまで実施してきた調査項目を基本とし、2016（平成28）年度に作成した運用マニュアルに従い、ガイドラインが適切に運用されているか確認した。また、必要に応じて事業者や認定団体への助言を行った（表11）。

本調査において明らかとなった事例や取組は次のとおり。

- ① 認定は、認定団体の本部事務担当者が行っている。ただし、現地確認は現地を担当する地域の理事が行い、審査会等に報告することとしていた。これにより、本部担当者の負担軽減、現地確認実施の徹底、さらには関係者のガイドラインの適切な運用への意識向上につながっている。
- ② 発電所の子会社が発電所に隣接する場所で燃料（チップ）を加工製造している事例が複数あった。いずれのケースも加工を行っている会社が認定を受け、分別管理及び証明書の受領と発行を適切に行っていた。中には、加工事業者が燃料材の受領と燃料（チップ）の供給の際に同じトラックスケールを利用するため、通常の証明書に必要な事項のほかに運転者名や車両ナンバーの記載などを徹底して、取扱いに細心の注意を払っている事例もあった。
- ③ 事前に必要事項や由来に関する事項を記載済みの証明書様式（納品書と併用）をコピーして搬入等に携わるトラック運転手などに持たせることにより、現地では必要最

低限の記載（日付、数量、燃料材区分、搬入担当者署名など）として負担軽減を図るなど、搬入に携わる職員からも十分な理解を得ている事例があった。

- ④ 当初は、本社が管理する一時的な貯木場（ストックヤード）に位置付けられ、関係する施設の認定においては、その旨の利用として記載されていたストックヤードについて、その後に移動式チップパーを用いる燃料加工を恒常的に行うこととしたため、事前に加工施設として変更し、適切な認定を受けていた事例があった。
- ⑤ 認定事業者からの取扱量の報告について、取扱量が少ない場合や取扱いがない場合など、スムーズに報告がなされないことがあるが、今後は、認定事業者には認定の取り消しや更新が難しくなる可能性があること伝え、円滑な対応を促すほか、認定料や毎年の認定維持費に差をつけるなどの工夫を検討したいとする事例があった。

表 11 現地調査の調査項目

認定団体	1 団体の事業概要
	2 事業者認定・管理
	3 他の認定団体や自治体などとの関わり
	4 ガイドライン運用や内容への要望、発生している問題など
認定事業者	1 事業概要
	2 認定事業者としての体制
	3 証明書の取扱
	4 事業者認定を受けた認定団体や自治体などとの関わり
	5 ガイドライン運用や内容への要望、発生している問題など
県庁	1 県内での木質バイオマスに関する動向
	2 県における木質バイオマスに関する施策
	3 発電用木質バイオマスの証明ガイドラインに関する動向
	4 その他ご意見
協議会	1 協議会の事業概要
	2 協議会の木質バイオマス調達体制
	3 証明された木質バイオマスの信頼性を確保するための取組
	4 調達に関する問題点、期待、展望、要望
	5 その他ご意見
発電所	1 発電所の事業概要
	2 木質バイオマス調達体制
	3 証明された木質バイオマスの信頼性を確保するための取組
	4 調達に関する問題点、期待、展望、要望
	5 その他ご意見

表 12 2023 年度の調査に協力いただいた事業者等

訪問先	調査日	素材生産事業者	流通・加工事業者	発電施設	認定団体
愛媛県	7/11~12	内子町森林組合	(内子バイオマス発電合同会社)	内子バイオマス発電所、内子龍王バイオマス発電所 (内子バイオマス発電合同会社)	愛媛県木材協会、愛媛県森林組合連合会
福島県	10/30~31	—	郡山チップ工業(株)	(株)田村バイオマスエナジー	福島県木材協同組合連合会
熊本県	11/16~17	菊池森林組合	(株)ユニックス	菊池バイオマス発電所九州 (再生エナジー(株))	熊本県木材協会連合会
愛知県	12/20~21	(株)佐合木材	(株)佐合木材	東三河発電所 (サーラ e パワー(株))	—
山梨県	2/13~14	南部町森林組合	合同会社 green one	南部町バイオマス発電所 (株)南部町バイオマスエナジー)	山梨県木材協会



## 6. その他

### 6.1.運用マニュアルの修正

ガイドラインのマニュアルについて、2016年度（平成28年度）に認定団体向けの「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン 運営マニュアル」を作成し、当協会のホームページで公表している。その後、一部改訂は実施しているが、2023年度は、剪定枝等を取扱う事業者の認定の取得について、以下のとおり追記した。

**「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（運営マニュアル）  
【認定団体向け】」**

新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>p. 70</p> <p>? 屋敷林や剪定枝、ダム流木の証明方法はどのようにすれば良いか。</p> <p>屋敷林など森林法が適用されず、法令に基づく伐採に係る手続きが不要の立木や、果樹等の剪定枝、ダム流木等については、伐採を行う者又はそれらの所有者自らは事業者認定を受ける必要がありません。<sup>※</sup></p> <p>由来の確認書（詳細は（3.2.3(5)証明書の発行主体（82 ページ））を参照）を作成し、販売先に交付することで、「一般木質バイオマス」となります。ただし、この場合、由来証明の際に、当該市町村等での取り扱いがわかるようにする必要があります。</p> <p><u>※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、一般木質バイオマスとそれ以外の価格区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります。</u></p> <p><u>また、木質バイオマスを集荷・加工する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、事業者認定を受ける必要があります。</u></p>	<p>p. 70</p> <p>? 屋敷林や剪定枝、ダム流木の証明方法はどのようにすれば良いか。</p> <p>屋敷林など森林法が適用されず、法令に基づく伐採に係る手続きが不要の立木や、果樹等の剪定枝、ダム流木等については、伐採を行う者又はそれらの所有者自らは事業者認定を受ける必要がありません。</p> <p>由来の確認書（詳細は（3.2.3(5)証明書の発行主体（82 ページ））を参照）を作成し、販売先に交付することで、「一般木質バイオマス」となります。ただし、この場合、由来証明の際に、当該市町村等での取り扱いがわかるようにする必要があります。</p>

2023.10

## 6.2.相談窓口の対応

関連する「リビングラボ事業」情報プラットフォーム構築支援事業により設置した「相談窓口」において、ガイドラインの運用に関する100件近い問い合わせに対応をした。

## 7. 2023年度の実態調査から（今後の課題）

本年度においては、認定団体に対するアンケートを引き続き実施するとともに、認定団体を対象とした説明会の開催、認定団体による認定事業者向けの研修会（講習会）の教材作成や当日のアシスト等を行った。

これらの過程で、各認定団体においては、担当者が少なく他の業務を兼務している、人事異動などにより、ガイドラインに関する知見が蓄積されにくいといった点を考慮する必要があることが改めて認識された。

また、ガイドラインの運用に当たっては、関連する枠組みとして、クリーンウッド法（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律）の一部改正が2025年度から施行となること、FIT/FIP 制度に係るライフサイクル GHG の確認手段としてガイドラインを活用する方向が示されていることについても考慮する必要がある。

今後においては、こうした事情も踏まえ、ガイドラインの適切な運用に向け、認定団体による効果的な研修実施等のための支援方策の検討・実施、認定事業者向けの教材の充実を図ることが重要と考えられる。

また、事例調査における現地調査を実施する場合は、認定団体が同行し、認識を共有する契機とすることも有効と考えられる。

## 謝辞

本調査は、令和 5 年度林野庁補助事業「地域内エコシステム」リビングラボ事業のうち情報プラットフォーム構築支援によって実施しました。調査の実施にあたり、全国 136 の認定団体の皆様には、アンケート調査にご協力いただき、活動状況について詳細に把握することができました。また、現地調査や講習会の実施に際しご配慮いただいた関係者の皆様など、多くの皆様のご協力により調査が出来ましたことをこの場をかりて感謝申し上げます。

## 参考資料

### (1) 講習会の説明資料

本年度の講習会に使用した次第及び当協会が提供した資料は次のとおり。

#### ○ 次 第

2023年9月29日

14:00~16:30

#### 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する 認定団体向け講習会

##### (次 第)

主催者挨拶 一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会  
専務理事 澤田 直美

1 木質バイオマス証明ガイドラインの制度の概要  
林野庁林政部木材利用課  
課長補佐（木質バイオマス推進班担当） 日比野 佑亮 様

2 認定団体の責任と役割 資料1  
一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会  
総括専門調査員 大久保 敏宏

3 認定事業者への説明のポイント（適切な証明書と分別管理） 資料2  
一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会  
専門調査員 高橋 晋一

4 認定団体での取り組み事例  
3団体を予定

○ 開催会場  
秋葉原ビジネスセンター5階 Cルーム  
（東京都台東区秋葉原1-1）JR・地下鉄：秋葉原駅 徒歩約5分  
<https://www.tc-forum.co.jp/ap-akihabara/access/>

連絡先：（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会  
〒110-0016 東京都台東区台東三丁目12番5号604  
TEL：03-5817-8491 FAX：03-5817-8492  
E-mail：[guideline2016@jwba.or.jp](mailto:guideline2016@jwba.or.jp)

○ 資料1 認定団体の責任と役割

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の  
運用に関する認定団体向け講習会（2023年度）

## 認定団体の責任と役割

本説明では認定団体の位置づけや役割について解説します。

人員や予算に制約のある中で認定業務を遂行いただいていると承知しております。  
そこで、効率的・効果的な認定業務につながるヒントもできる限りご紹介します。

本説明が皆様の認定業務に少しでも役立てば幸いです。

※本資料では「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」を便宜上、  
「証明ガイドライン」と表記します

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

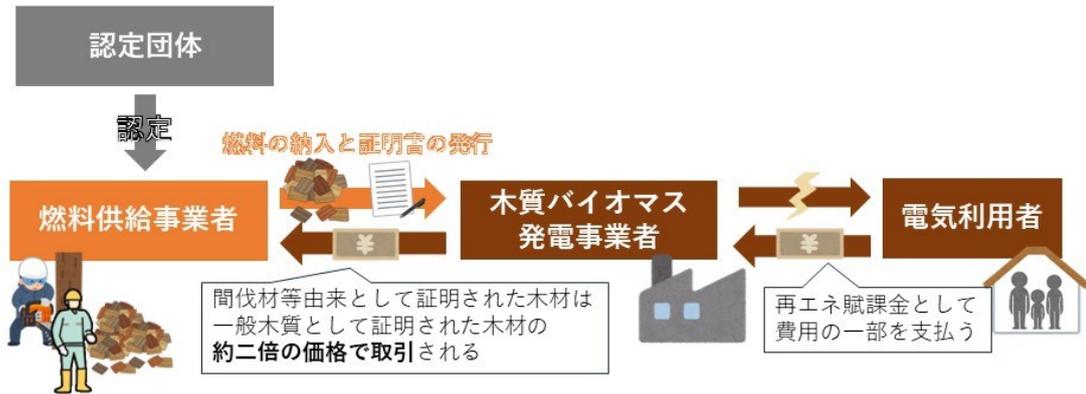
### 1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

### 2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

## 認定とは（団体認定方式）

認定とは、事業者の取り組みが適切であることを認定することにより、  
**事業者**に燃料の経済的な価値を裏付ける**証明書**を発行する資格を与えることで  
 証明ガイドラインの制度は**業界への信用と信頼が前提**となっています



JWBA Proprietary

3

## 証明書の必要性①：木質バイオマスの調達区分の定義

由来の生育地の由来				流通・製造過程		直接燃料に加工		製材等 残材	
				間伐	主伐	間伐	主伐		
国産材	森林 由来	民有林	森林以外・林道支障木など						
			その他	経営計画外					
				経営計画					
			保安林						
			その他						
輸入材									

  証明書（注）の連鎖があれば**間伐材等由来の木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

  証明書の連鎖があれば**一般木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

JWBA Proprietary

4

## 証明書の必要性②

これらの材は間伐により生産されたものでしょうか？  
主伐により生産されたものでしょうか？



JWBA Proprietary

5

## 証明書の必要性③

FIT/FIP制度上、木質バイオマスは由来により、電気の買取価格が異なります。  
しかし、燃料材（チップ等）を見て、調達区分を判別することはできません。

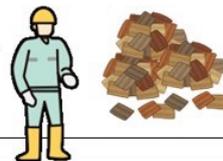
木材の由来は伐採段階の事業者しか確認することができません。  
そのため、素材生産者は「原木の調達区分」と「適切な分別管理」を証明する必要があります。

この材は全て「間伐材等由来」の木材で、  
他の調達区分は混ざっていないよ



チップ加工事業者など、伐採工程よりも後の工程の事業者は、  
原料とした木材は全て「該当する区分として証明されたもの」であり、「適切な分別管理」が  
なされたことを証明する必要があります

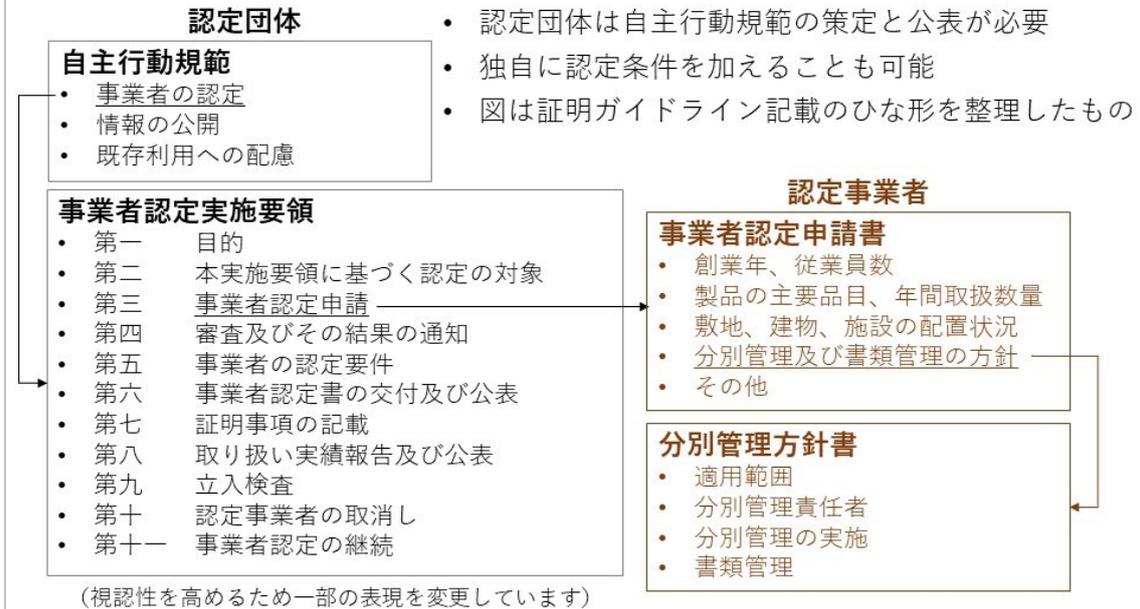
このチップは全て「間伐材等由来」として  
証明された原木を加工したチップで、  
他の調達区分は混ざっていないよ



JWBA Proprietary

6

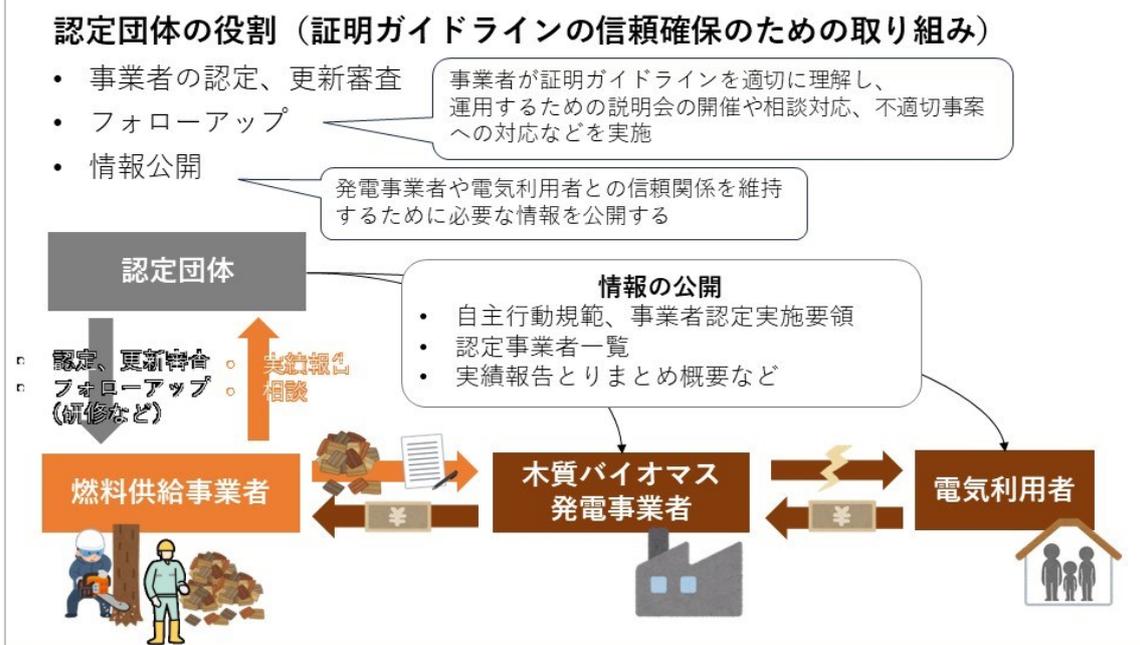
## 自主行動規範の策定



JWBA Proprietary

7

## 認定団体の役割



JWBA Proprietary

8

## 不適切な運用があった場合

発電所の信用が失墜・FIT制度が国民的議論の対象になる可能性



JWBA Proprietary

9

### 1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

### 2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

JWBA Proprietary

10

## 事業者の認定、更新に関する審査

本項ではよくあるご質問・ご相談にお答えする形式で制度を解説するとともに効果的・効率的な方法の提案や事例などをご紹介します

### 事業者の認定、更新に関する審査に関するよくあるご質問・ご相談

- 他都道府県の事業者や団体に所属していない事業者を認定しても良いのか？
- 認定時、更新時に現地審査をすべきか？
- 効率的・効果的な認定・更新の審査方法は？

## 他都道府県の事業者や団体に所属していない事業者を認定しても良いのか？

- 認定審査は「自主行動規範」及び「事業者認定実施要領」に則す必要があります
- 上記要領における認定審査のあり方や基準については各団体の判断に委ねられます
- 認定する責任を踏まえ、適切な審査を行うことが前提となります

### 第二 本実施要領に基づく認定の対象

2 認定は団体の会員を対象とし、会員でないものの認定についての事項は必要があれば別途定める。

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインのうち  
事業者認定実施要領 例

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

### 問6-12. 自主行動規範に基づく、団体認定について、自主行動規範を作成した団体に所属していない事業者が、団体認定を受けることは可能か。

可能です。ただし、実際に団体に所属していない事業者を認定するかどうかは、各団体の判断となります。

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン Q&A  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdf>

## 認定時、更新時に現地審査をすべきか？

- 現地審査は「必要に応じて」実施することとなっています
- 現地審査により、証明ガイドラインの運用の実態を把握できます
- 証明ガイドラインの理解が進むことから、積極的に実施することを推奨します

### 第四 審査及びその結果の通知

- 1 団体は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委員会が認定の可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインのうち事業者認定実施要領例

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

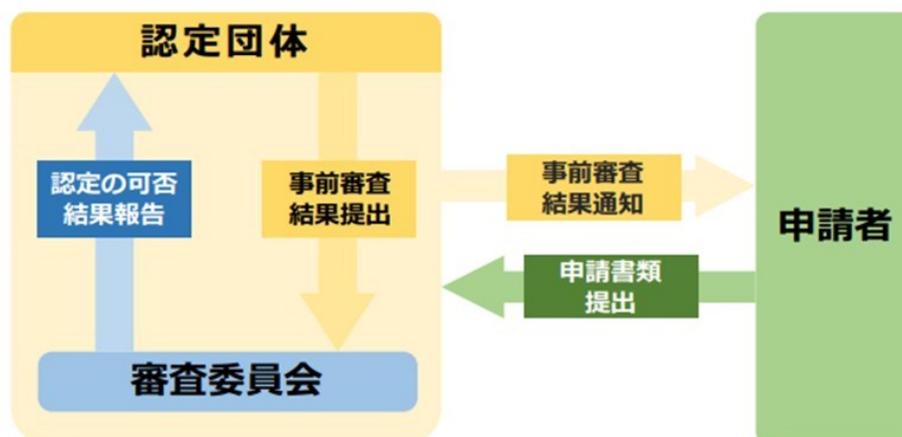
### 事例

- ✓ 年1～2件、特異な事例や新規認定事業者を対象に実施
- ✓ 更新時に不明点のあった事業者を対象に調査を実施

## 効率的・効果的な認定・更新の審査方法は？①

### 事前審査方式のご提案

提出された書類やヒアリング、現地確認などの事前審査を踏まえ、審査委員会が認定の可否を判断する2段階の方法です  
これにより効果的な審査が可能になります



## 効率的・効果的な認定・更新の審査方法は？②

分類	チェックポイント
全体	<input type="checkbox"/> 財政状態は健全か <input type="checkbox"/> 誠実な経営を行っているか <input type="checkbox"/> 事務所はどのような場所にあるのか <input type="checkbox"/> 業務を遂行するのに十分な数の作業員がいるか <input type="checkbox"/> 事務体制が揃っているか <input type="checkbox"/> 反社会勢力とのつながりがないか
分別管理	<input type="checkbox"/> 十分な分別管理のためのスペースが確保されているか (申請書に添付された図面や写真で確認する) <input type="checkbox"/> 分別管理のために有効な表示(区域分け、看板設置)がなされることになっているか (申請書に添付された説明や聞き取りで確認)
書類管理	<input type="checkbox"/> 書類管理方針書やマニュアルがあるか <input type="checkbox"/> 書類管理方針書やマニュアルの記述と実態が整合しているか <input type="checkbox"/> 書類等がファイリングされ保管されることになっているか
責任者	<input type="checkbox"/> 責任者が選定されているか <input type="checkbox"/> 責任者の職位が適切な活動実施のために有効であるか <input type="checkbox"/> 責任者が具体的にどんな役割を果たそうとしているか

当協会のホームページで公開する「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン 運営マニュアル 認定団体向け」ではチェックポイントや認定時のポイント等を整理しています。ぜひご参考としてください。

<https://jwba.or.jp/wp/wp-content/uploads/2022/09/wood-ybiomass-manifest-guideline-dantai202304.pdf>

JWBA Proprietary

15

## 実際に使用されているチェックリストの例

【サンプル】様式●

平成 年 月 日

「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定」  
チェックシート

・申請事業体名 \_\_\_\_\_

・記入者属性：  
記入者(審査委員)の組織名 \_\_\_\_\_

・記入者名 \_\_\_\_\_

提出書類確認リスト	チェック
1 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書	
2 分別管理及び書類管理方針書	
3 建物及び施設の配置図(配置関係が明確にわかるもの)	
4 分別管理位置図(配置関係が明確にわかるもの)	
5 分別管理場所の写真(分別管理方法が明確にわかるもの)	
6 誓約書	
その他任意書類	チェック
1 会社概要及び定款	
2 分別管理マニュアル	
3 書類管理マニュアル	
特記事項	

【サンプル】様式●

書類内容確認リスト	
分別管理	チェック
1 間伐材等由来の木質バイオマスと一般木質バイオマスとを適切に分別保管する場所となっているか	
2 看板や張り紙、線引きなどで、明確に分別管理がなされているか	
3 _____名以上の責任者が記載されているか 責任者名: _____	
書類管理	チェック
1 各区分の材の出入荷、在庫に関する情報の管理は適切か 管理方法: 【(例)現場ごとにファイリング】	
2 入手または発行した証明書の管理は適切か 管理方法: 【(例)入手した順にファイリング】	
3 証明書および確認書類を6年間保管する場所は確保されているか	
責任者	チェック
1 ガイドラインを理解し、証明書発行に対する社会的責任の重要性を認識しているか	
現地調査による指導箇所と指導への対応後の改善結果	
特記事項	
上記事項を確認しました。 ガイドラインを遵守し、証明書の確実かつ明確な連鎖を実行します。 申請者代表名: _____	
以上	

JWBA Proprietary

16

## 1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

## 2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

## フォローアップ

認定した事業者が適切に証明ガイドラインを運用し、社会的な信頼を維持するためには事業者への様々なフォローアップが必要です。

ここでは、次の内容についてご説明します。

- 説明会の開催
- 取扱実績報告の取り扱い
- 不適切な事案への対応

上記以外にも、事業者への情報提供（パンフレットの配布、メールによる情報共有）や個別の事業者を対象とした助言や指導、相談対応も重要です。

## 説明会の開催

事業者には証明ガイドラインを正しくご理解いただき、適切に証明書等を発行いただくためには**説明会の開催が有効**です。

また、**地域によりサプライチェーンのあり方や事業者の関係が異なります**ので、地域の実態を把握している**認定団体が実施することが望ましい**と考えられます。

説明会を主体的に開催することで**証明ガイドラインの理解が進む**と同時に、**事業者が業務の中で感じている疑問点や課題を把握することにもつながります**。

**ぜひ、説明会の開催を検討するようお願いいたします。**

### 説明会の事例

- 認定事業者に説明会への参加を義務付け、更新の条件とする
- 同一県内（地域内）の認定団体が協力し、合同で説明会を開催する

### 注意点

他制度（クリーンウッド法、合法木材証明）とあわせて開催する場合はそれぞれの制度が混同されないよう注意が必要

説明会の内容については後ほどご説明する

「認定事業者への説明のポイント（適切な証明書と分別管理）」もご参考としてください。

## 取扱実績報告書の取扱い①

証明ガイドラインで求められる取扱実績報告には次の役割があります。

- 事業者の活動状況の把握
- 入荷量と出荷量から証明ガイドラインの順守状況を検討する

受領し、集計して終わるのではなく、内容を確認し、必要に応じて事業者を確認するなど対応をお願いします。

平成 年 月 日	
〇〇団体 殿	事業者の所在地： 事業者の名称： 代表者の氏名： 団体認定番号：
間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが 証明された木材の取扱実績報告	
発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第八の規定に基づき、下記のとおり間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの取扱実績を報告します。	
記	
1. 期間	平成 年 4月 1日～ 平成 年 3月 31日
2. 木材の取扱量（総数）	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
3. 2.のうち、間伐材等由来のバイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3
4. 2.のうち、一般木質バイオマスであると証明されたもの	原木（原料）入荷量 m3 チップ等出荷量 m3

出典：発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（林野庁）  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

## 取扱実績報告書の取扱い②

分類	チェックポイント
木材の取扱量 (総量)	<input type="checkbox"/> 記載されている量が、「間伐材等由来の木質バイオマス」と「一般木質バイオマス」の合計量を下回っていないか。
間伐材等由来の木質バイオマス	<input type="checkbox"/> 出荷量が入荷量を上回っていないか。 (「間伐材等由来の木質バイオマス」として入荷しても、製材等の過程を経ると「一般木質バイオマス」になります。したがって、「間伐材等由来の木質バイオマス」の取扱実績は必ず入荷量 $\geq$ 出荷量となります。)
一般木質バイオマス	<input type="checkbox"/> 常識的な取引より不自然に多くないか(注)。 (出荷量が入荷量を上回っても不自然ではありません)

注：「常識的な取引より不自然に多くないか」の観点は、その業界や地域の状況を理解している業界団体が認定団体を務めるからこそできる確認です。

## 不適切な事案への対応

不適切事案の存在は証明ガイドライン全体の信頼性に大きく影響します。  
 そのため、是正指導、または認定取消といった毅然とした対応が必要となります。

### 兆候の把握

- ・ 外部からの情報提供・通報
- ・ 定期的な立入検査
- ・ 実績報告内容の確認



### 事実確認

聞き取りや臨時の立入検査により事実関係を確認



### 指導、認定取消及び公表

不正な事案を是正するよう指導、従わない場合や悪質な場合は認定取消も検討  
 認定取消をした場合には、他団体での認定取得を防止するためウェブサイト等で公表  
 また、認定の取消については林野庁から報告するよう求められています

## 想定される不適切な事案

<p><b>事例1：証明書を伴わない取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本来証明書のついた材を受け入れなければならないのに証明書なしで受け入れる。</li> <li>●本来証明書を発行しなければならないのに証明書を発行しない。</li> </ul> <p><b>事例2：確認書を添付しない証明書での取引</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伐採段階の証明書に添付することが義務づけられている伐採届等の確認書を添付しないまま証明書を発行する。</li> <li>●伐採届等の確認書が添付されていない証明書を受け取る。</li> </ul> <p><b>事例3：認定事業者でない者の証明書発行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定事業者でなく証明書を発行できない取引先に証明書を発行させる。</li> </ul> <p><b>事例4：証明書への虚偽記載</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●本来、「間伐材等由来の木質バイオマス」でないのに「間伐材等由来の木質バイオマス」であると偽って記載する。</li> <li>●実際の取引量よりも多い数量を記載する。</li> <li>●実態と異なる伐採地に関する確認書を添付する。</li> <li>●証明書に実際の取引先と違う宛先を記載する。</li> </ul>	<p><b>事例5：分別管理違反</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●分別管理をしない。</li> <li>●由来の異なるものを不当に混合させて販売している。</li> <li>●第三者から見ても不明な場所で原料や製品を管理している。</li> </ul> <p><b>事例6：不正な在庫管理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「間伐材等由来の木質バイオマス」は全て出荷済みであるのにまだ残っているかのように帳簿を偽る。</li> <li>●「一般木質バイオマス」が入荷したのに「間伐材等由来の木質バイオマス」が入荷したことにする。</li> </ul> <p><b>事例7：実績報告をしない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自身の不当な取引を隠すため木質バイオマス取扱実績を認定団体に対して報告しない。</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 立入検査のチェックポイント

分類	チェックポイント
全体	<input type="checkbox"/> 認定申請時から変更はないか <input type="checkbox"/> 証明書付きの木質バイオマスの取扱いがあるか <input type="checkbox"/> 疑問に思っていること、困っていることはないか
分別管理	<input type="checkbox"/> 分別管理するための場所が設けられているか <input type="checkbox"/> 分別されるべきものが分別されているか <input type="checkbox"/> 分別の表示は適切か <input type="checkbox"/> 分別管理方針書の記述と実態が合っているか
書類管理	<input type="checkbox"/> 入出荷を管理する書類はあるか <input type="checkbox"/> 在庫を管理する書類はあるか <input type="checkbox"/> 入出荷を管理する書類に記載されている数値と、在庫を管理する書類は整合しているか <input type="checkbox"/> 入荷量と出荷量が不自然に乖離していないか <input type="checkbox"/> 出荷記録と発行した証明書の内容は整合しているか <input type="checkbox"/> 入荷記録と川上から受け取った証明書の内容は整合しているか <input type="checkbox"/> 証明書の記載事項と添付されている確認書は整合しているか <input type="checkbox"/> 書類等はファイリングされ、整理されているか
責任者の役割	<input type="checkbox"/> 責任者は分別管理及び書類管理について、適切な管理活動を行っているか

## 1. 証明ガイドラインにおける認定団体の位置づけ

## 2. 認定に関連する業務の解説と事例、ヒントのご紹介

- ✓ 事業者の認定、更新に関する審査
- ✓ フォローアップ
- ✓ 情報の公開

## 情報公開について

発電事業者や電気利用者との信頼関係を維持するために情報公開は不可欠です。証明ガイドラインでは次の5つの項目の公表が求められています。

- 自主行動規範と認定実施要領
- 認定した事業者
- 取扱実績報告のとりまとめ（概要）
- 認定取消に関する情報
- その他、当該団体が公表すべきと認める事項

公開すべき情報が公開されておらず、発電事業者から当協会へ問い合わせがあることもあります。適切な情報公開をよろしくお願いいたします。

## 最後に

証明ガイドライン制度は業界への信用と信頼により成立している制度です。  
この信頼関係を継続するためには、  
認定団体の皆様には適切な認定や認定した事業者へ証明ガイドラインの制度を説明し、  
理解いただくこと、不適切事案への対応が重要となります。  
何卒、引き続きのご対応の程、よろしくお願いいたします。

証明ガイドラインの運用に当たり、ご不明な点やお困りごとなどございましたら  
当協会の相談窓口までご相談ください。

相談窓口URL：<https://jwba.or.jp/support/>

## マニュアルのご案内

- 2016年度に**運営マニュアル**を作成
- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは弊協会HPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け



一般社団法人  
日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail [mail@jwba.or.jp](mailto:mail@jwba.or.jp)

URL <https://www.jwba.or.jp/>

○ 資料2 認定事業者への説明のポイント（適切な証明書と分別管理）

「発電利用に供する木質バイオマスの証明の  
ためのガイドライン」の運用について  
（適切な証明と分別管理）



この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への  
説明会等にお使いいただくことを目的として作成しました。

2023年9月

（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

説明内容



1. 再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP制度）とは
2. 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」とは
3. 適切な「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用
  - (1) 証明書の発行
  - (2) 燃料材の由来区分の理解
  - (3) 分別管理

# 1-1 再生可能エネルギーの固定価格買取制度とは



法律（資源エネルギー庁所管）に基づき電力会社は、再生可能エネルギー発電事業者から申込みがあれば、政府が定めた期間、定めた調達価格で買取の義務

- 再生可能エネルギー（バイオマスのほかに、水力、風力、太陽光、熱など）
- 買取価格の原資（賦課金）  
再生可能エネルギー発電の賦課金をすべての電気利用者（＝国民）から徴収

電気料金等集収証(口座振替専用)  
28年6月分 28年7月分  
領収金額 3,073円  
ご使用期間 5月12日～6月9日  
ご使用場所  
ご使用期間 6月10日～7月10日  
契約種別 従量電灯B  
契約容量 30A  
使用量 215kWh  
請求予定金額 5,167円  
うち消費税等相当額 382円  
基本料金 842円40銭  
電力料金  
・1段料金 2,342円40銭  
・2段料金 2,470円00銭  
燃料費調整額 -915円90銭  
再生可能エネルギー賦課金 483円  
口座振替引当 -54円00銭  
燃料費調整のお知らせ (10%あたり)  
7月(当月)分 -4円26銭  
8月(翌月)分 -4円67銭  
翌月分は当月分と比較  
今月分 振替予定日 7月22日  
次回 振替予定日 8月9日  
地区番号 09 新着番号  
事業所コード(600) 種別

画像引用 (Ene Leaks URL: <https://enekleaks.com/?p=10842>)

# 1-2 再生可能エネルギーにおける木質バイオマス



バイオマスとは「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」と定義（バイオマス・ニッポン総合戦略）

再生可能エネルギー固定価格買取制度には、様々なバイオマス発電があります。木質バイオマス証明ガイドラインでは、その名のとおり「木質のバイオマス」のみを対象としています。



## 2-1 「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」とは



「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」（以下、「証明ガイドライン」という。）

「証明ガイドライン」を運用する際の重要なポイント

- ・ 燃料材の由来区分
- ・ 証明書の発行と保管
- ・ 分別管理

その他の混同されやすい制度・ガイドライン

- ・ (クリーンウッド法)

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律

- ・ (合法木材ガイドライン)

木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン

JWBA Proprietary

5

## 2-2 燃料材（木質バイオマス）の由来区分



再生可能エネルギーの固定価格買取制度での木質バイオマス燃料の定義（区分）は下表のとおりです。

森林経営計画が作成されている森林、保安林や国有林においては、主伐であっても「間伐材等由来の木質バイオマス」となります。

由来の生育地の由来				流通・製造過程		直接燃料に加工		製材等 残材
				間伐	主伐	間伐	主伐	
国産材	森林 由来	森林以外・林道支障木など	その他	経営計画外				「間伐」とは、うっ閉し立木間競争が生じ始めた森林において、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実に認められる範囲内で行われる伐採のこと
			その他	経営計画				
		民有林	保安林					
		国有林	保安林					
			その他					
輸入材								

証明書（注）の連鎖があれば**間伐材等由来の木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

証明書の連鎖があれば**一般木質バイオマス**、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

JWBA Proprietary

6

## 2-3 木質バイオマスの由来に基づく3つの価格区分



再生可能エネルギーの固定価格買取制度では、木質バイオマス燃料はその由来によって以下の3つに区分され、電気の買取価格が異なります。

- ・ 間伐材等由来の木質バイオマス（未利用木材）：間伐材、経営計画にもとづく主伐など
- ・ 一般木質バイオマス（一般木材等）：輸入材、経営計画外の主伐、製材端材など
- ・ 建設資材廃棄物（その他）：建設資材廃棄物、証明されていない木材

調達区分	1kWhあたり調達価格												
	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
未利用木材	2,000kW以上	32円											
	2,000kW未満	40円											
一般木材等	10,000kW以上	24円			入札制								
	10,000kW未満	24円 (+)			20.6円	19.6円	19.6円	18.5円	入札制 (繰り上げ)		入札制		
その他	13円 (建設資材廃棄物)、17円 (一般廃棄物その他バイオマス)												

◀発電所の規模や認定年度により、買取価格は異なります。

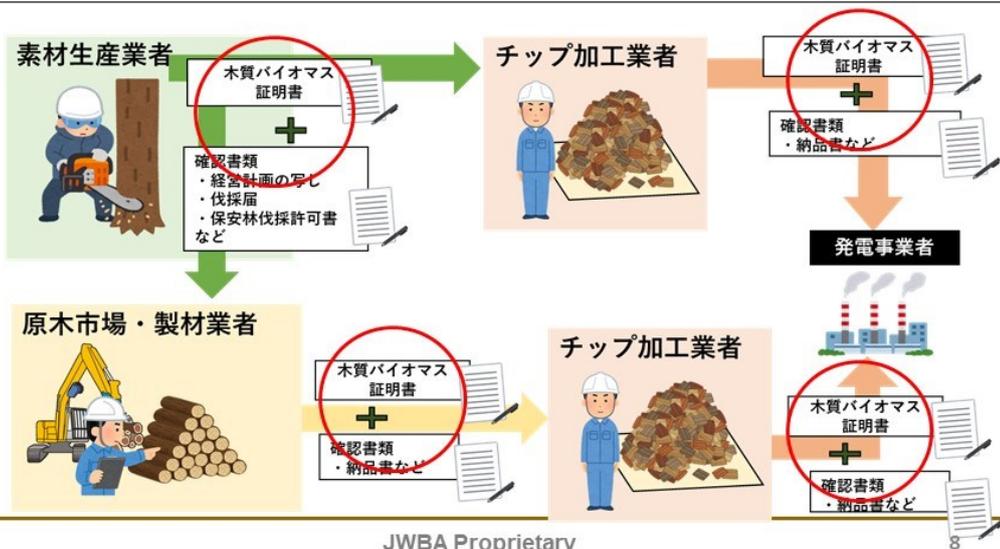
JWBA Proprietary

7

## 2-4 (木質バイオマスの由来区分の) 証明書



燃料材（チップ等）を見て、調達区分を判別することはできません。  
燃料材の由来について、「証明ガイドライン」に沿って証明する必要があります。  
「証明ガイドライン」では、木質バイオマス燃料の由来を、生産・加工・流通といったサプライチェーンの各段階において、切れ目のない証明書の連鎖によって確認することとしています。



JWBA Proprietary

8

## 2-5 証明書の発行と事業者認定



「証明ガイドライン」では、証明書の発行は、剪定枝や河川流木などを除き、要件を満たした業界団体等（認定団体）により認定された事業者（認定事業者）に限られます。



JWBA Proprietary

9

## こんな事例が…



2019年10月に「剪定枝について、受入時に一般木質バイオマス証明がないにもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付していた」チップ加工事業者が**認定取消**となりました。  
 （当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されたました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。）

- ・再生可能エネルギーへの関心が高まっています。このため、木質バイオマス発電に関する不正の可能性について厳しく報道されることがあります
- ・特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結する話であり、厳格な運用が求められます。不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分される可能性があります
- ・発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態において、その瑕疵や過失が関係事業者にあった場合には、発電事業者から関係事業者に対して損害賠償請求などの可能性もあります

JWBA Proprietary

10

### 3. 適切な証明ガイドラインの運用



燃料材の由来区分を理解のうえ、徹底した分別管理により、要件を満たした業界団体（認定団体）から認定を受けた事業者（認定事業者）が、適切な証明書を発行することが求められる。

適切な運用のための3つのポイント

- (1) 燃料材の由来区分の理解
- (2) 適切な証明書の発行
- (3) 分別管理の徹底

#### 3-(2)-1 証明書（記載すべき事項）



証明書では、木材の由来区分と分別管理の適切な実施の2点を証明することが求められます。

証明書に記載すべき項目は、次の表のようになります。証明書の様式は、木質バイオマスガイドラインの本文の別記（記載例）をご確認ください。

分類	記載事項
各段階で共通	<ul style="list-style-type: none"><li>📁 認定番号</li><li>📁 宛先（販売先）</li><li>📁 木質バイオマスの区分</li><li>📁 数量</li><li>📁 樹種</li></ul>
伐採段階のみ	<ul style="list-style-type: none"><li>📁 出材された場所等（確認書類と一致するように記載）</li><li>📁 必要な由来の確認書を添付</li></ul>
伐採届等を必要としない木材などの発生段階	<ul style="list-style-type: none"><li>📁 物件名（剪定枝、街路樹、河道内樹木などの種類）</li><li>📁 発生場所（伐採箇所など）</li></ul>

### 3-(2)-2 証明書（添付すべき確認書類）



伐採段階については、由来区分を**確認できる書類も添付する必要があります**。

#### 必要な確認書類

区分	確認書類
間伐材等由来 （伐採段階）	森林経営計画認定書、事後の伐採届、 保安林内間伐届出書、 保安林内立木伐採届出書、 保安林内立木伐採許可決定通知書 など
一般木質 バイオマス	伐採届、各種契約書、 所有者等の確認書、 所有者または伐採者による由来の証明書（法令による伐採 の手続きが不要な立木） など

### 3-(2)-3 証明書発行の注意点



#### ポイント① 証明書を発行するのは実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。  
実際に作業をしない元請けや商社が証明書を発行することは適当ではありません。

※ただし、1つの施業地について、複数の事業者にて伐採を委託する場合には、一つの確認書類から複数の証明書が発行されるのは煩雑であることから、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することが現実的です。その場合、証明書の発行主体である委託元が現場において確認などを行い、分別管理の責任を負うこととなります。

#### ポイント② 納入ごとの証明が必要

証明書は納入ごとに証明することが必要です。月単位の証明は認められていません。  
このため、トラックスケールの計量票を活用する事例が多くみられます。  
（次スライドにて紹介します。）

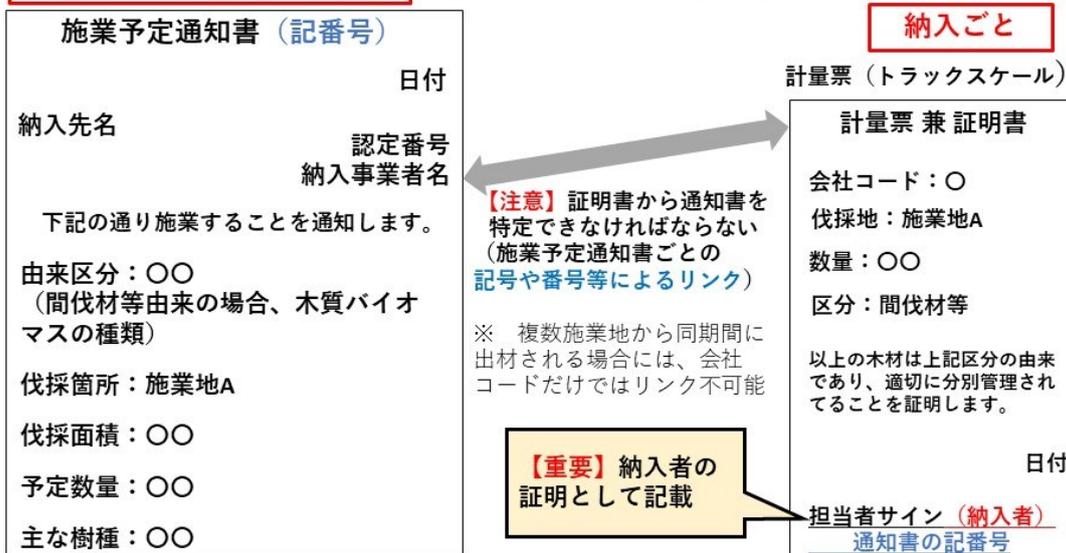
### 3-(2)-4 計量表の活用（事例紹介）



納入ごとに証明書を発行することは煩雑となることから、計量票を証明書とし、伐採箇所などは施業前に通知する体制をとっている事業者が多いです。

**一括まとめて（事前に提出）**

**計量票を証明書とする例**



**【重要】** 納入者の  
証明として記載

JWBA Proprietary

15

### 3-(2)-5 証明書発行の注意点



#### ポイント③ 運搬のみを担う事業者について

加工が伴わず、由来の混在が想定されない場合には、証明書の発行は不要であり、運搬業者は、認定事業者である必要はありません。ただし、複数の事業地を経由する可能性がある場合など、由来が混在する可能性のある場合には事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります。

#### ポイント④ 伐採届などの手続きが不要な木材の場合について

法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など）について所有者自らが由来の証明書を作成し、販売先に交付することで証明をすることができます。この場合、証明書の発行において事業者認定は不要です。

※「伐採を行う者」が木質バイオマスの伐採・剪定を行う造園事業者等で、一般木質バイオマスとそれ以外の価格区分の木質バイオマスを扱う可能性がある場合には、分別管理を適切に行えることを担保するため、事業者認定を受ける必要があります。また、木質バイオマスを集荷・加工する可能性がある場合も分別管理をする必要があり、事業者認定を受ける必要があります。

JWBA Proprietary

16

### 3-(2)-6 証明書の保管



証明書は発行、受領して終わりではありません。証明書は発電事業者が電力供給事業者に売電する価格の根拠となる書類です。認定団体による立入検査の際には証明書、確認書類を提示する必要があります。発行、受領した証明書、確認書類は後からすぐに参照できるように保管しておくこと、**最低でも5年間は保管**しておくことが必要とされています。

紙媒体で保管する際は、発行番号順、日付順、得意先ごとなど一定の基準で整理をして保管しておくといでしょう。

#### ◆ 電子での保管

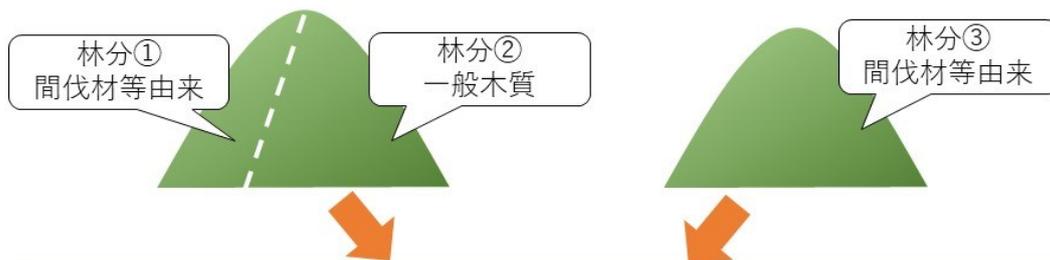
PDFファイル等の証明書を**電子データとして保管する場合**には、次のことが必要です。

- (1) 文字の判読に支障のない解像度で保存されていること
- (2) ファイルやフォルダが整理されて、必要なファイルを速やかに特定できること
- (3) 証明書は5年間の保管が求められることから、機器のトラブルが起きた場合にもデータが消失しないようバックアップを確保すること

### 3-(3)-1 由来ごとに分別管理



- 分別管理で重要なことは、**由来の明確化**です。
- 出材された場所による分別管理は必要ありません。



#### どのように分別管理すべきか

由来ごとに分別して管理

材① + 材③

材②



由来の異なる材を混在して管理

材① + 材②

材③



すべて一括して管理

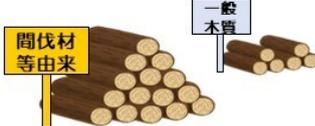
材① + 材② + 材③



### 3-(3)-2 分別管理の具体例 ～素材生産業者編



分別管理は種類の異なる発電用木質バイオマスを**明確に分けて管理する**だけでなく、**第三者から見て分別されている**ことが明らかな状態を保持できるようにすることが必要です。

業種	判別	実例
素材生産業者	○	土場ごとに単一のものしか扱わない 
	○	伐採箇所を区画ごとに図面で色分けをして、同様の色で造材後の木口面に色付けしている 
	○	距離を置いてはい積みし、表示を行っている 
	×	はい積単位で分けているが、表示がされていない (表示がなく作業員にしかわからない、区別が混ざる可能性がある) 

JWBA Proprietary

19

### 3-(3)-3 分別管理の具体例 ～保管場所の管理～

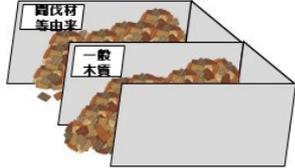
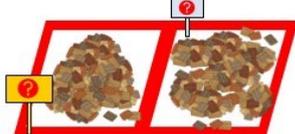


JWBA Proprietary

20

### 3-(3)-4 分別管理の具体例 ～チップ加工業者編～



業種	判別	実例
チップ加工業者	○	保管区域を物理的に分け、表示している (行き来ができないようになっている) 
	○	置き場所を区分し、明示している 
	○	期間ごとに使用する木材の区分を決めて、 その期間中は異なる区分の木材を取り扱わない (期間中は該当区分を加工ライン上に看板で明示) 
	×	区画ごとに分けているが、表示がされていない (第三者からは どの由来なのかわからない) 
	×	比率で管理している

### よくあるご質問から①



Q：素材生産業者で山土場から加工業者に納入する際、1台ずつ証明書を発行するのは難しいので、伐採届等の確認書類中の数量（一山ごと）の証明書発行ではだめでしょうか。



A：× 納入ごと(1台ずつ)証明書を発行する必要があります。  
検量票に数値や樹種、認定番号等を記載すれば、証明書として活用することは可能です。【マニュアルp75】

Q：製材等残材は、原木の由来に関わらず「一般木質バイオマス」に区分されるのはなぜでしょうか。



A：製材等の際の副産物である製材等残材は、原木を製材として利用した後の残材であり、発生地点から利用地点までの輸送にかかるコスト等が安価であり、実態としても利用率は非常に高い状況であることから、「一般木質バイオマス」に区分されます。【マニュアルp7、林野庁Q&A3-8】

## よくあるご質問から②



Q：燃料材としての樹皮は、いずれの区分になりますか。



A：運搬や発電用チップに加工する際に剥離した樹皮は原木の一部であると考えられ、樹皮もその原木の由来と同様の区分になります。一方で、間伐材等由来の木材を製材する際に剥離した樹皮などは、燃料製造以外の目的による副産物とみなされ、「一般木質バイオマス」となります。

Q：木材生産以外の目的で自治体等から伐採・搬出を委託された木材は、いずれの区分になりますか。



A：林道工事や治山工事、病虫害対策などにおいて、伐採・搬出の費用が自治体等から出ている場合には「一般木質バイオマス」となり、「間伐材等由来」にはなりません。



発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidora\\_in.pdf](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidora_in.pdf)

木質バイオマス発電・証明ガイドラインQ&A

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidorainqa.pdf>

- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは日本バイオマス協会のHPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け

証明書の発行主体には発行した証明書に対する社会的な責任があります。木質バイオマス証明ガイドライン（ルール）をしっかりと理解し、適切な運用を心がけましょう。

不明な点、疑問点は、分からないこと、自信がないことは、「ガイドライン、運営マニュアル等を確認する」、「認定団体に相談する」、それでも不明の場合は、「当協会の相談窓口」に照会して明らかにしていきましょう。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。

- ・ ホームページ上の問合せフォーム
- ・ メール（[mail@jwba.or.jp](mailto:mail@jwba.or.jp)）





一般社団法人  
日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail [mail@jwba.or.jp](mailto:mail@jwba.or.jp)

URL <https://www.jwba.or.jp/>

## (2) 成果報告会の報告資料

本調査については、2024年2月28日に「地域内エコシステム」サポート事業（木質バイオマス利用促進調査）成果報告会にて、その成果を報告した。

以下の資料は成果報告会での報告スライドである。



令和5年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業  
「情報プラットフォーム構築事業」  
（木質バイオマス燃料材サプライチェーン実態調査）

### 「木質バイオマス証明ガイドライン」の運用状況



（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

2024.2.28

（第9回 国際バイオマス展（春） 林野庁補助事業成果報告（セミナー）

---

JWBA Proprietary

はじめに

「木質バイオマス証明ガイドライン」とは

正式名称：「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」

令和5年度 実態調査

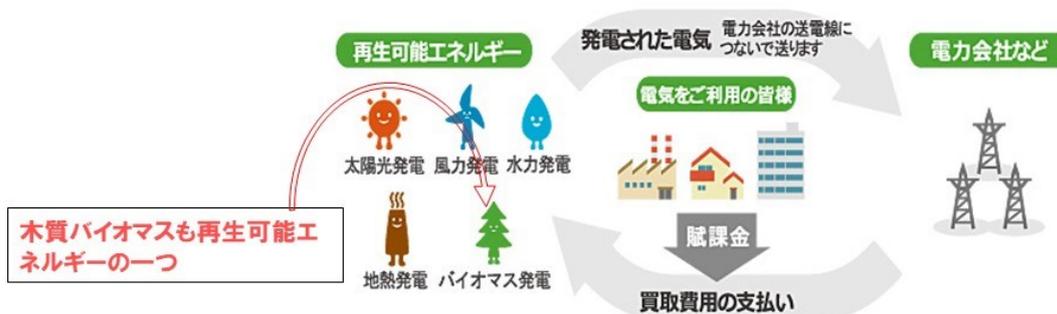
認定団体アンケート、現地調査、講習会など

再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP制度）とは

高コストの再生可能エネルギーの導入を支援し、発電設備の高い建設コストの回収見通しが立ちやすくすることにより、再生可能エネルギーの普及を促すための制度です。

※ 資源エネルギー庁ホームページ（なっとく再生可能エネルギー）より要約

再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部は、広く電気利用者から賦課金として徴収されています。



画像：エネ庁 なっとく再生可能エネルギー

URL:[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/surcharge.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/surcharge.html)

## 木質バイオマスの調達価格区分



FIT/FIP制度では木質バイオマス燃料はその由来によって以下の3つに区分されます。それぞれの調達区分で発電した電気の買取価格が異なります。

このように木質バイオマスの燃料材区分は、売電価格に直結するため、厳格な運用が求められます。

調達区分		1 kWhあたり調達価格 (税抜)			調達期間
		2014年度以前	2015~2017年度	2018年度~2023年度	
間伐材等由来	2kW以上	32円			20年間
	2kW未満	40円			
一般木質バイオマス	2万kW以上	24円 ※2万kW以上のみ 2017年10月からは21円	※入札制		
	1万kW以上 2万kW未満				
	1万kW未満				
証明のない木質バイオマス (建設資材廃棄物等)		13円			

◀発電所の認定年度により、買取価格は異なります。

※入札制

2018：20.6円  
2019：19.6円  
2020：19.6円  
2021：18.5円  
2022：18.0円  
2023：17.8円

JWBA Proprietary

4

## 木質バイオマスの調達区分



FIT制度での木質バイオマス燃料の区分は下表のとおりです。

流通・製造過程				直接燃料に加工		製材等 残材
				間伐	主伐	
由来の生育地の由来						
国産材	森林以外・林道支障木など			[ ]		[ ]
	森林由来	民有林	その他	経営計画外	[ ]	
			その他	経営計画	[ ]	
	森林由来	国有林	保安林		[ ]	
			その他		[ ]	
輸入材				[ ]		

証明書(注)の連鎖があれば間伐材等由来の木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

証明書の連鎖があれば一般木質バイオマス、そうでなければ建設資材廃棄物等と同等

注：由来が明確で、適切に分別管理が行われていることを証明する書類

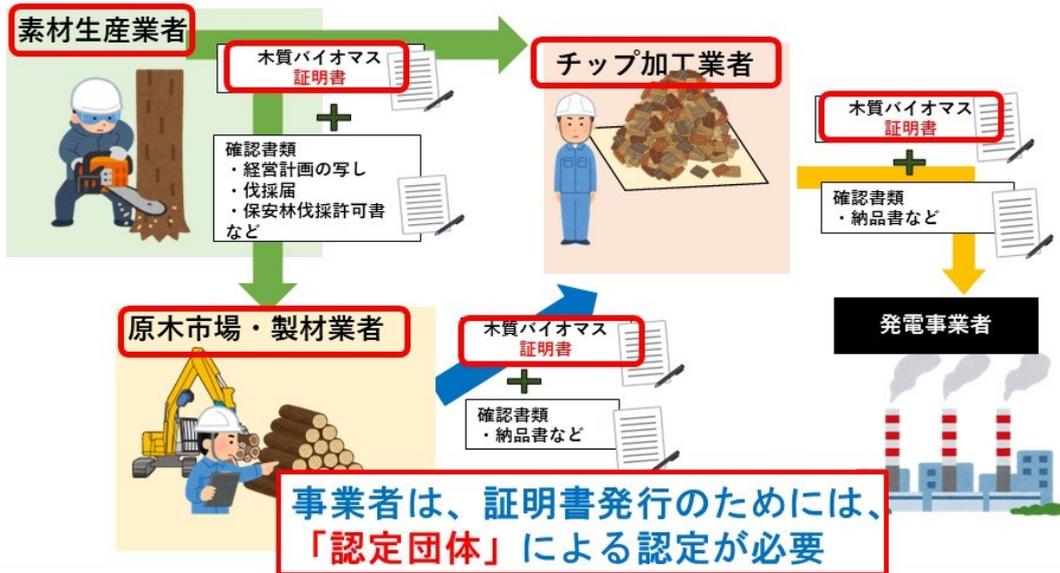
JWBA Proprietary

5

## (バイオマス) 証明書の発行



より有利な調達価格による取引を行うには、「**証明ガイドライン**」による**証明書**（由来と分別管理の証明）の発行と連鎖が必須です



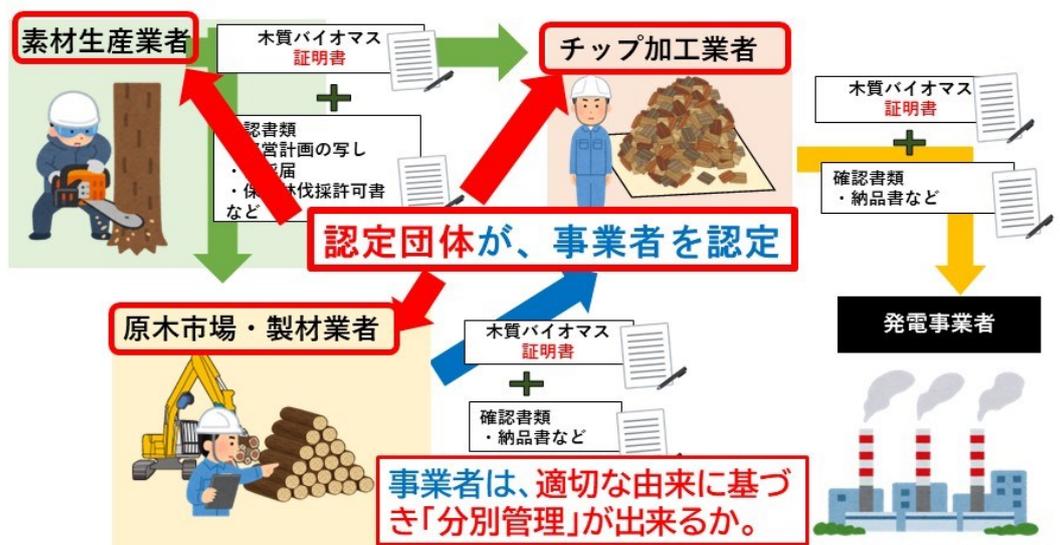
JWBA Proprietary

6

## 認定団体の認定（役割と責任）



認定団体は、申請のあった事業者が「**証明ガイドライン**」の運用が**適切に**出来るかを**判断して認定**します。



JWBA Proprietary

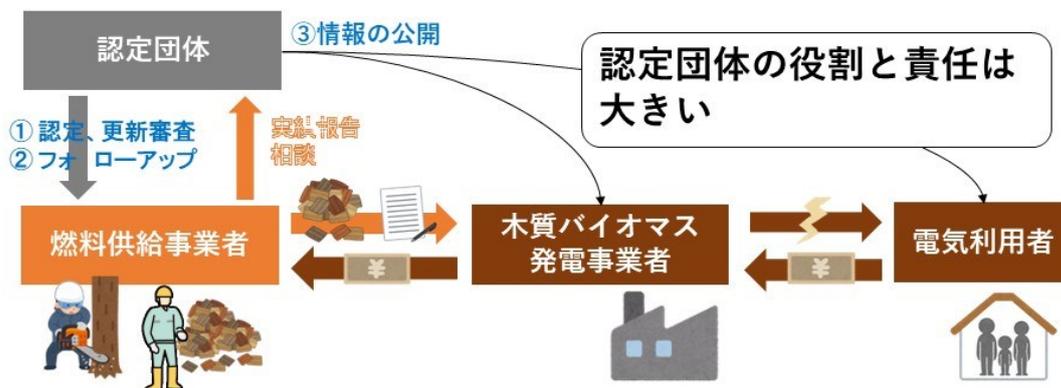
7

## 認定団体とは



認定団体は、**自主行動規範、事業者認定実施要領を策定して公開**

- ① **事業者の認定、更新審査**（書類、現地確認など）
- ② **フォローアップ**（研修会の開催、分別管理や証明書作成の支援・指導など）
- ③ **情報公開**（自主行動規範、認定実施要領、認定事業者、取扱実績とりまとめ等）



JWBA Proprietary

8

## 実態調査の内容



はじめに

木質バイオマス証明ガイドラインとは

令和5年度 実態調査

- 1 認定団体アンケート
- 2 現地調査
- 3 講習会の開催

JWBA Proprietary

9

## これまでの調査の実績



2015年度から林野庁補助事業にて「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に関する調査を実施

### 当初の観点

- Q：認定団体・認定事業者の規模は？
- Q：ガイドラインの運用状況は？
- Q：ガイドラインの円滑な運用に向けてすべきことは？



### 現在の観点

- Q：ガイドラインの運用実態・課題
- Q：証明の工夫事例
- Q：関係者のガイドラインの理解

項目	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
認定団体と認定事業者の規模的把握	→							
認定団体へのアンケート調査	→							
現地調査	10県	8県	5県	7県	5県	4県	7県	5県
マニュアル作成	★						一部改訂	
説明会開催	2県	11県	19県	20県 <small>当初は7件予定</small>	5県	9県 <small>4県はWeb対応</small>	12県 <small>4県はWeb、資料提供対応</small>	認定団体向け1回、開催支援4県

※一部調査は、2018年度より林野庁や資源エネルギー庁と連携して実施

JWBA Proprietary

10

## 1 認定団体へのアンケート調査の実施

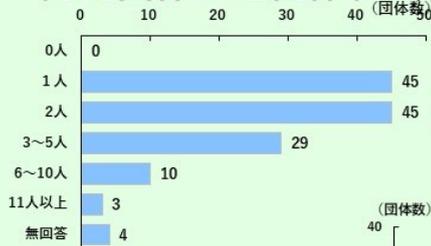


- 全国**138**の認定団体にアンケートの回答を8月末を期限として、原則メールにて協力依頼（7/28）
- その後に担当者の異動や退職、連絡先が不明となり回答を得られなかった認定団体への対応などもあり、最終的に11月末までに**136**の認定団体からの協力を得ました。
- アンケートの主な質問事項
  - i：認定団体の体制など基本的な情報
  - ii：認定事業者数や認定事業者の規模、業態などの情報
  - iii：認定に伴う認定団体の情報公開の状況など
  - iv：認定事業者の支援や指導の実施状況（2022年度）
  - v：認定費用に関すること
  - vi：その他自由意見

JWBA Proprietary

11

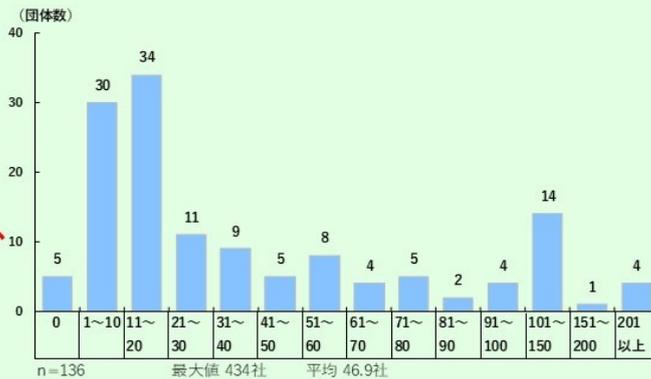
### 1 認定団体の運営体制（職員数）



多くの認定団体では、兼務などもあり限られた人数の担当者で対応

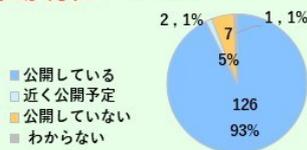
### 2 認定事業者数別の認定団体数

平均で約50事業者を認定、100事業者超が19団体



### 3 認定団体における情報公開の状況

#### (1) 自主行動規範 n=136



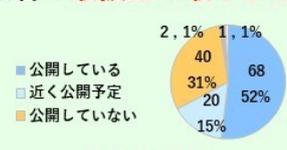
#### (2) 認定要領 n=136



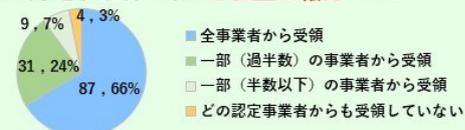
#### (3) 認定した事業者名等 n=131



#### (4) 認定事業者の取扱量の取りまとめ n=131



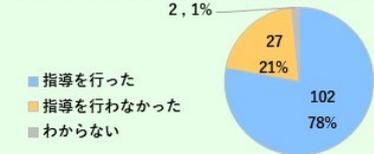
#### ※ 認定事業者からの取扱量の報告 n=131



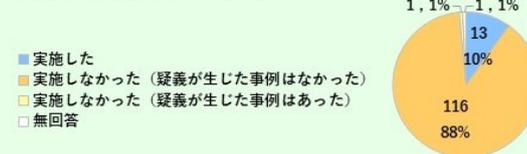
取扱量の公表状況について、本アンケート後に林野庁が確認したところ約8割が公表済みとなっている。

4 認定事業者への支援や指導の実施状況 (2022年度)

(1) 認定事業者への指導 n=131



(2) 立入検査 n=131



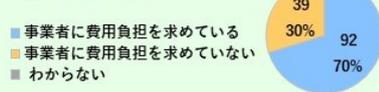
(3) 新規認定の現地確認 n=131



(4) 更新認定の現地確認 n=131



5 認定費の負担 n=131



2 現地調査

林野庁、資源エネルギー庁の調査に同行して、運用状況を確認するとともに、調査後の助言などの支援を行った。

調査対象： 5県（愛媛、福島、熊本、愛知、山梨）

森林組合等の伐採事業者、燃料加工事業者、発電事業者

- 工夫された事例なども把握

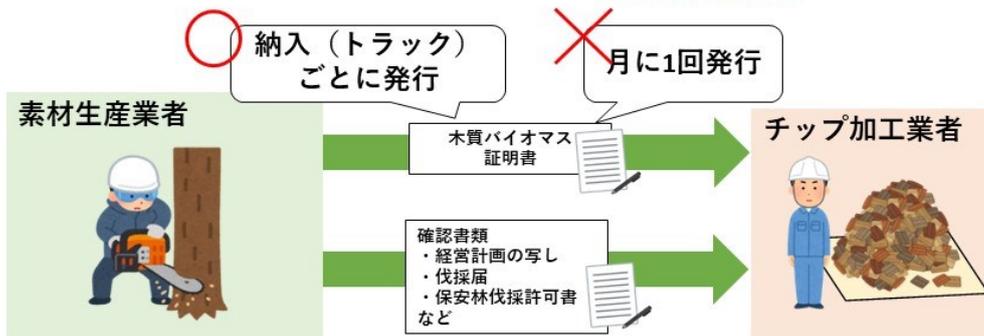


## 現地調査により（証明書の発行方法）



ガイドラインでは「それぞれの納入ごとに証明書の交付を繰り返す」とされています。バイオマスを納入すること（トラックごと）に証明書を発行する必要があります。（1か月分をまとめて発行する行為はガイドラインから外れた行為です。）

- ・ 後でまとめて証明するのでは、納入の際に**証明がないのと同じ**
- ・ 伐採届出や森林経営計画の写しのみでは、**証明にならない**



- ・ 証明が出来るのは、**実際に作業（分別管理等）を行う認定事業者**です。

JWBA Proprietary

16

## 3 講習会（説明会）の実施



### 1 認定団体向け講習会

これまで： 認定団体等の招きにより、**認定事業者向け講習（講演）を実施**

今後： 証明ガイドライン制度の周知と適切な運用を目指して、**認定団体による認定事業者への研修会等の実施を支援**

**認定団体向け講習会（説明会）**を次のとおり開催しました。

開催日： 2023年9月29日（金）

開催方法： WEB及び会場来訪の併用

申込み団体数： 140名（会場出席者19名）

- 説明内容
- (1) 証明ガイドラインの制度の概要（林野庁）
  - (2) 認定団体の責任と役割
  - (3) 認定事業者への説明のポイント  
（適切な証明書と分別管理）
  - (4) 認定団体での取り組み事例  
（岐阜、静岡、熊本の認定団体）

JWBA Proprietary

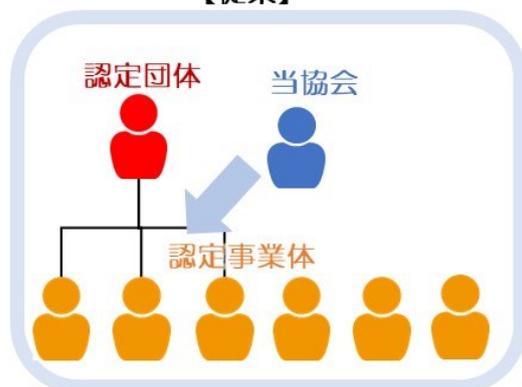
17

### 3 講習会（説明会）2022年度の課題より

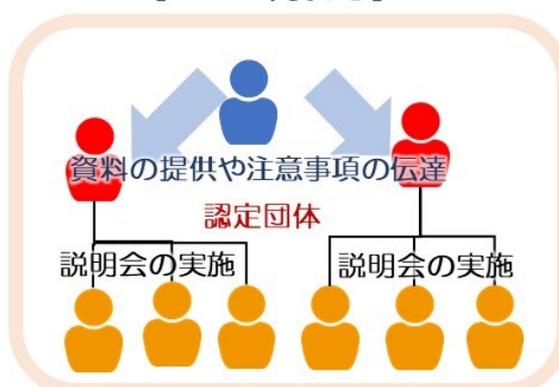


ガイドラインの誤解により、適切な運用がされていない場合がある。  
ガイドラインの理解・普及をはかるため、認定団体への研修を実施することで  
より多くの事業体への研修効果が期待できる

**事業体への説明会**  
(説明会を実施できない地域などあり)  
【従来】



**認定団体への研修**  
【2023年度から】



JWBA Proprietary

18

### 3 講習会（説明会）の実施



#### 2 認定団体による講習会の支援

目的：

- (1) 地域で認定団体が共催して行う講習会の実施状況の把握
- (2) 開催の支援（情報提供、質問への回答等）

- 次の4地域の講習会に出席  
兵庫県、宮城県、広島県、鹿児島県
- あわせて主催団体の関係者との情報交換を実施

認定団体による講習会に出席して、今後、認定団体が実施する講習会の支援を進めるために有効な情報を得ることができました。

特に、主催団体との意見交換にから、**今後は、一方的な説明する研修ばかりでなく、具体的な事例や実際の証明書の記載例などを持ち寄るなど、より実践に近い研修などの工夫も必要と思われます。**

JWBA Proprietary

19

## 証明書の工夫事例



トラックスケールで（計量票）は、燃料材の受け手側のトラックスケールで発行される場合が多く、納入担当者のサインなど必要事項を記入して、出材側が発行したことを示す工夫が必要となります。

<p><b>搬入予定通知書</b></p> <p><i>証明書の共通事項をまとめて、一括で事前通知</i></p> <p>納入先</p> <p>日付</p> <p>認定番号 事業者名</p> <p>下記の通り施業することを通知します。</p> <p>由来区分：〇〇</p> <p>伐採箇所：施業地A</p> <p>伐採面積：〇〇</p> <p>予定数量：〇〇</p> <p>主な樹種：〇〇</p>	<p><b>計量票の活用事例</b></p> <p>施業地名や 事前登録番号等でリンク</p> <p>【注意！】証明書から通知書を特定できなければならない (例) 複数施業地から同期間に 出材される場合には会社コード でのリンクは不可能</p> <p>ゴム印等の 活用</p>	<p><b>計量票（兼 証明書）</b></p> <p>会社コード：〇</p> <p>施業地：施業地A</p> <p>数量：〇〇</p> <p>性状：〇〇</p> <p>樹種：「搬入予定通知書」に記載</p> <p>区分：間伐材等</p> <p>以上の木材は上記区分の由来 であり、適切に分別管理され てることを証明します。</p> <p>日付、認定番号 納入担当者（署名等）</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

JWBA Proprietary

20

## 証明書の工夫事例②



下図はトラックスケールでの計量票を納品書と合わせ、証明書とする例です。出材側と受け手側での計量票のやりとりが必要ですが、これ一枚で証明書に必要な項目を全てカバーしています。

### 合わせ技の事例

<p><b>納品書 兼 証明書</b></p> <p>日付</p> <p>納入先</p> <p>認定番号 事業者名</p> <p>下記の通り証明します。</p> <p>由来区分：</p> <p>伐採箇所：</p> <p>伐採面積：</p> <p>数量：計量票のとおり</p> <p>樹種：</p> <p>担当者サイン</p>	<p><b>計量票</b></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------

JWBA Proprietary

21

私ども日本木質バイオマスエネルギー協会では、ホームページ上に相談窓口を開設して各種お問い合わせに対応しています。  
最近、認定団体や認定事業者からの相談が増加しています。

相談においては、

- 1 まず、「証明ガイドライン」や「証明ガイドラインQ&A」を確認する。
- 2 次に「認定団体」に相談する。
- 3 その上で不明なことをご相談いただくと、よりスムーズにお答えできます。

「証明ガイドライン」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

「証明ガイドラインQ&A」

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatsudenriyougaidoraing.pdf>

## ガイドラインに関するマニュアルのご紹介

- 2015・2016年度に実施した調査を踏まえ、**運営マニュアル**を作成
- 作成したマニュアルは**2種類**（認定団体向け・認定事業者向け）
- マニュアルは弊協会HPで公開しています



認定団体向け



認定事業者向け

(情報提供)

- 1 認定団体の皆様に林野庁木材利用課長名により、認定団体の皆様に**ガイドラインの適切な運用に関する文書**（令和5年6月20日付）が発出されています。参考としてください。次ページに文書掲載
  - ① 情報の公開
  - ② 認定事業者へに対する指導等
  
- 2 バイオマス証明ガイドラインに関して、木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの確認が予定されています。詳しくは、今後の林野庁等のお知らせでご確認ください。

ご 参 考

『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用について』  
（令和5年6月20日付け林野庁木材利用課長名事務連絡）

<p style="text-align: right;">事 務 連 絡 令和5年6月20日</p> <p>木質バイオマス証明ガイドライン認定団体各位</p> <p style="text-align: right;">林野庁木材利用課長</p> <p>「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用について</p> <p>平素より木質バイオマスの利用推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、平成24年以降、再エネ特措法に基づきFIT/FIP認定を受けて稼働する木質バイオマス発電施設は、主に間伐材等由来の木質バイオマスを燃料とするものだけでなく、令和4年9月末時点で114件（約48万kW、RPSからの移行認定分を除く。）に増加しているところです。また、これに伴い、国産木質バイオマスの利用量も年々増加し、令和3年に834万m<sup>3</sup>となっています。</p> <p>FIT/FIP制度における木質バイオマス発電については、木質バイオマスの由来に応じて異なる調達価格・基準価格が設定されていることから、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「証明ガイドライン」という。）において、素材生産事業者やナップ加工事業者等による適切な分別管理とこれに基づく由来（間伐材等由来の木質バイオマス）又は「一般木質バイオマス」の証明書の発行が求められています。また、認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、立入検査、認定の取消のほか、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が求められています。</p> <p>一方、令和4年度補助事業により実施した認定団体向け調査の結果（※）によれば、認定事業者から提出された取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が5割に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応が十分とはいえない状況も見られます。</p> <p>FIT/FIP制度に基づく発電事業については、賦課金を負担する電気利用者の信頼を確保する必要があり、各種ルールの厳格な遵守が求められます。そのため、FIT/FIP制度の下で発電用の燃料として供される木質バイオマスについても、不適切な分別管</p>	<p>理や証明書発行等の事業が起きないよう、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。</p> <p>つきましては、各認定団体におかれましては、下記を踏まえ、証明ガイドラインの適切な運用に取り組んでいただくようお願いいたします。</p> <p>※日本木質バイオマスエネルギー協会「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用に関する実施調査 成果報告書（令和5年3月） <a href="https://jwba.org/aj/project-report/wood-biomass-certification-guideline/">https://jwba.org/aj/project-report/wood-biomass-certification-guideline/</a></p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 情報公開                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体は、自らの認定に係る取組の透明性・信頼性を確保するため、以下の点について団体等のホームページにおいて公表するようお願いいたします。（事業所の掲示版への掲示は、公表には該当しないことと御留意願いたします。）</li> <li>・証明ガイドラインに基づき定める「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」</li> <li>・認定した事業者の名称、代表者氏名、住所、団体認定番号、認定年月日などの情報</li> <li>・認定事業者から提出された前年度分の木質バイオマスの取扱実績報告の取りまとめ</li> </ul> </li> <li>2. 認定事業者に対する指導等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定団体には、事業者を認定した責任が伴うため、認定（認定の更新を含む）に係る審査は厳正に行うようお願いいたします。審査の信頼性向上のため、現地審査の実施について積極的に検討してください。</li> <li>・認定事業者が認定時の状況を維持し、分別管理・由来証明を適切に実施するよう、認定時以外にも、計画的に各認定事業者の事務所や工場への訪問等を行い、証明書の記載内容やその根拠書類、分別管理状況、書類の保管状況等ガイドラインの運用状況に係る確認、研修の実施などに取り組んでいただくようお願いいたします。</li> <li>・認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があったときは立入検査を実施し、不適切な事業を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行うことで、ガイドラインの信頼性を確保するようお願いいたします。</li> </ul> </li> </ol>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



一般社団法人  
日本木質バイオマスエネルギー協会

—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491

FAX 03-5817-8492

Mail [mail@jwba.or.jp](mailto:mail@jwba.or.jp)

URL <https://www.jwba.or.jp/>

### (3) 『「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の適切な運用について』

事務連絡  
令和5年6月20日

木質バイオマス証明ガイドライン認定団体各位

林野庁木材利用課長

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の  
適切な運用について

平素より木質バイオマスの利用推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年以降、再エネ特措法に基づき FIT/FIP 認定を受けて稼動する木質バイオマス発電施設は、主に間伐材等由来の木質バイオマスを燃料とするものだけでも、令和4年9月末時点で114件（約48万kW。RPSからの移行認定分を除く。）に増加しているところです。また、これに伴い、国産木質バイオマスの利用量も年々増加し、令和3年に934万m<sup>3</sup>となっています。

FIT/FIP 制度における木質バイオマス発電については、木質バイオマスの由来に応じて異なる調達価格・基準価格が設定されていることから、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「証明ガイドライン」という。）において、素材生産事業者やチップ加工事業者等による適切な分別管理とこれに基づく由来（「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」）の証明書の発行が求められています。また、認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、立入検査、認定の取消のほか、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が求められています。

一方、令和4年度補助事業により実施した認定団体向け調査の結果（※）によれば、認定事業者から提出された取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が5割に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応が十分とはいえない状況も見られます。

FIT/FIP 制度に基づく発電事業については、賦課金を負担する電気利用者の信頼を確保する必要があり、各種ルールの確実な遵守が求められます。そのため、FIT/FIP 制度の下で発電用の燃料として供される木質バイオマスについても、不適切な分別管理や証明書発行等の事案が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。

つきましては、各認定団体におかれては、下記を踏まえ、証明ガイドラインの適切な運用に取り組んでいただくようお願いします。

※日本木質バイオマスエネルギー協会「『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』の運用に関する実態調査 成果報告書（令和5年3月）」  
<https://jwba.or.jp/project-report/woody-biomass-certification-guideline/>

## 記

### 1. 情報公開

認定団体は、自らの認定に係る取組の透明性・信頼性を確保するため、以下の点について団体等のホームページにおいて公表するようお願いします。（事業所の掲示板への掲示は、公表には該当しないことに御留意願います。）

- ・ 証明ガイドラインに基づき定める「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」
- ・ 認定した事業者の名称、代表者氏名、住所、団体認定番号、認定年月日などの情報
- ・ 認定事業者から提出された前年度分の木質バイオマスの取扱実績報告の取りまとめ

### 2. 認定事業者に対する指導等

認定団体には、事業者を認定した責任が伴うため、認定（認定の更新を含む）に係る審査は厳正に行うようお願いします。審査の信頼性向上のため、現地審査の実施について積極的に検討してください。

認定事業者が認定時の状況を維持し、分別管理・由来証明を適切に実施するよう、認定時以外にも、計画的に各認定事業者の事務所や土場への訪問等を行い、証明書の記載内容やその根拠書類、分別管理状況、書類の保管状況等ガイドラインの運用状況に係る確認、研修の実施などに取り組んでいただくようお願いします。

認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があったときは立入検査を実施し、不適切な事案を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行うことで、ガイドラインの信頼性を確保するようお願いします。

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の運用  
に関する実態調」成果報告書

令和 6（2024）年 3 月発行

発行：（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会

<http://www.jwba.or.jp>

〒110-0016

東京都台東区台東 3 丁目 12 番 5 号クラシックビル 604 号室

電話：03-5817-8491 FAX:03-5817-8492

Email：mail@jwba.or.jp

本書は、令和 5 年度「地域内エコシステム」リビングラボ事業により作成しました。